TEPCO

第94回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時　平成30年６月27日（水曜日）午前10時
受付開始時刻は午前９時を予定しております。

開催場所　東京都千代田区丸の内三丁目５番１号
東京国際フォーラム　ホールA

※ 開催場所が前回と異なります。
末尾の「株主総会会場ご案内図」を
ご参照ください。



決議事項

会社提案　第１号議案　取締役13名選任の件

株主提案　第２号議案～第９号議案

書面又はインターネット等による議決権行使期限
平成30年６月26日（火曜日）午後５時20分まで

東京電力ホールディングス株式会社
証券コード：9501

目　次

株主のみなさまへ …… 2

第94回定時株主総会招集ご通知 …… 3

議決権行使についてのご案内 …… 5

書面又はインターネット等によって議決権行使をされる場合の方法などについてはこちらをご覧ください。

株主総会参考書類 …… 9

会社提案

第 1 号議案　取締役13名選任の件 …… 9

ご参考
当社グループの
コーポレート・ガバナンスについて　…17

株主提案

第 2 号議案　定款一部変更の件 (1) …… 20
第 3 号議案　定款一部変更の件 (2) …… 21
第 4 号議案　定款一部変更の件 (3) …… 21
第 5 号議案　定款一部変更の件 (4) …… 22
第 6 号議案　定款一部変更の件 (5) …… 23
第 7 号議案　定款一部変更の件 (6) …… 23
第 8 号議案　定款一部変更の件 (7) …… 24
第 9 号議案　定款一部変更の件 (8) …… 25

(添付書類)

事業報告 …… 29

1 当社グループの現況に関する事項 …… 29
2 株式に関する事項 …… 51
3 会社役員に関する事項 …… 52
4 会計監査人に関する事項 …… 57

連結計算書類 …… 58

連結貸借対照表 …… 58
連結損益計算書 …… 59

計算書類 …… 60

貸借対照表 …… 60
損益計算書 …… 61

監査報告書 …… 62

連結計算書類に係る会計監査人の
会計監査報告 …… 62
計算書類に係る会計監査人の
会計監査報告 …… 64
監査委員会の監査報告 …… 66

株主メモ …… 70

以下の事項につきましては，法令及び定款第17条の規定に基づき，当社ホームページに掲載しておりますので，本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。

①事業報告
・「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要」
②連結計算書類
・「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」
③計算書類
・「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」

株主のみなさまへ

株主のみなさま，立地地域のみなさまをはじめ，当社グループを取り巻くさまざまなステークホルダーのみなさまには，当社グループの経営に対し多大なるご支援，ご協力を賜り，誠にありがとうございます。

昨年５月に公表した新々・総合特別事業計画（第三次計画）では，省エネの進展や人口減少等により国内エネルギー市場が縮小する厳しい経営環境のなか，当社グループは福島への責任を貫徹するため，より一層の収益力拡大とこれを通じた企業価値向上を目標として掲げました。

これを実現するため，当社グループは，賠償の貫徹と福島復興への貢献，廃炉作業の安全かつ着実な実施に取り組むとともに，カイゼン活動を通じた生産性向上の深掘り，安全を最優先とした柏崎刈羽原子力発電所の再稼働に向けた取り組み，送配電・原子力分野における再編・統合等の他社との協業，さらには社会，地元，お客さま目線を事業の根本に置く新たな企業文化の確立など，従来の枠組みにとらわれない非連続の経営改革に全力で取り組んでまいります。そして，「ひらく」，「つくる」，「やり遂げる」の３つの合言葉のもと，組織の壁を越え一丸となってこれらの取り組みをすすめることにより，安全と安心の確保，徹底したコスト削減と電力の安定供給の両立を確実に果たしつつ，「稼ぐ力」を最大限に強化してまいる所存です。

当年度につきましても，配当に関しましては株主のみなさまのご期待に沿うことができない状況にありますが，引き続き財務体質の改善などに取り組み，市場における評価を高めるべく努力してまいりますので，今後とも当社グループの経営に対し何卒ご理解，ご協力を賜りますようお願い申し上げます。



取締役会長　川村　隆

代表執行役社長　小早川　智明

証券コード：9501
平成30年６月５日

株 主 各 位

東京都千代田区内幸町一丁目１番３号
東京電力ホールディングス株式会社
取締役会長　川村 隆

第94回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
　さて，第94回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので，ご出席くださいますようお願い申し上げます。
　なお，当日おさしつかえの場合は，書面又は電磁的方法（インターネット等）により議決権を行使することができますので，お手数ながら，後記の株主総会参考書類をご覧いただき，**平成30年６月26日（火曜日）午後５時20分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。**

書面による議決権行使の場合	同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否を表示し，上記の行使期限までに到着するようご返送ください。
電磁的方法(インターネット等)による議決権行使の場合	７，８ページの「電磁的方法（インターネット等）による議決権行使のご案内」をご確認のうえ，上記の行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。

敬　具

記

1　**日　時**　平成30年６月27日（水曜日）午前10時
受付開始時刻は午前９時を予定しております。

2　**場　所**　東京都千代田区丸の内三丁目５番１号　東京国際フォーラム　ホールA

3　**会議の目的事項**

報告事項

平成29年度（平成29年４月１日から平成30年３月31日まで）事業報告，連結計算書類，計算書類並びに会計監査人及び監査委員会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

会社提案 第１号議案	第 1 号議案　取締役13名選任の件
株主提案 第２号議案から第９号議案	第 2 号議案　定款一部変更の件（1） 第 3 号議案　定款一部変更の件（2） 第 4 号議案　定款一部変更の件（3） 第 5 号議案　定款一部変更の件（4） 第 6 号議案　定款一部変更の件（5） 第 7 号議案　定款一部変更の件（6） 第 8 号議案　定款一部変更の件（7） 第 9 号議案　定款一部変更の件（8）

上記各号議案の内容等は，後記の株主総会参考書類に記載してあります。

4　株主総会招集にあたっての取締役会のその他決定事項

書面と電磁的方法（インターネット等）により重複して議決権を行使された場合は電磁的方法による行使を，電磁的方法により複数回の行使をされた場合は最終の行使を，それぞれ有効といたします。

以　上

- 当日ご出席の際は，同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。なお，議決権の行使を委任できる代理人は，当社が代理権を証明する書面の提出を受けた，議決権を有する株主さま１名に限らせていただきます。
- 以下の事項につきましては，法令及び定款第17条の規定に基づき，下記の当社ホームページに掲載しておりますので，本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。
  ①事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要」
  ②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」
  ③計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」
  したがって，本招集ご通知の添付書類は，会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であり，また，監査委員会が監査報告を作成するに際して監査をした事業報告，連結計算書類及び計算書類の一部であります。
- 株主総会参考書類，事業報告，連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は，下記の当社ホームページ等でお知らせいたします。

当社ホームページ　http://www.tepco.co.jp/about/ir/stockinfo/meeting.html

議決権行使についてのご案内

以下のいずれかの方法により議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

当日ご出席いただける場合

株主総会へのご出席による議決権の行使



同封の議決権行使書用紙をご持参いただき，会場受付にご提出ください。

株主総会開催日時 平成30年６月27日（水曜日）午前10時

当日ご出席いただけない場合

書面による議決権の行使



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否を表示していただき，
行使期限までに到着するようご返送ください。

行使期限 平成30年６月26日（火曜日）
午後５時20分まで

電磁的方法（インターネット等）による議決権の行使



当社指定の議決権行使サイトにアクセスしていただき，画面の案内に
従って行使期限までに，議案に対する賛否をご入力ください。

議決権行使サイト ▶ https://evote.tr.mufg.jp/

行使期限 平成30年６月26日（火曜日）
午後５時20分まで

詳細は７，８ページをご覧ください

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議案には，「会社提案」と「株主からのご提案」があります。

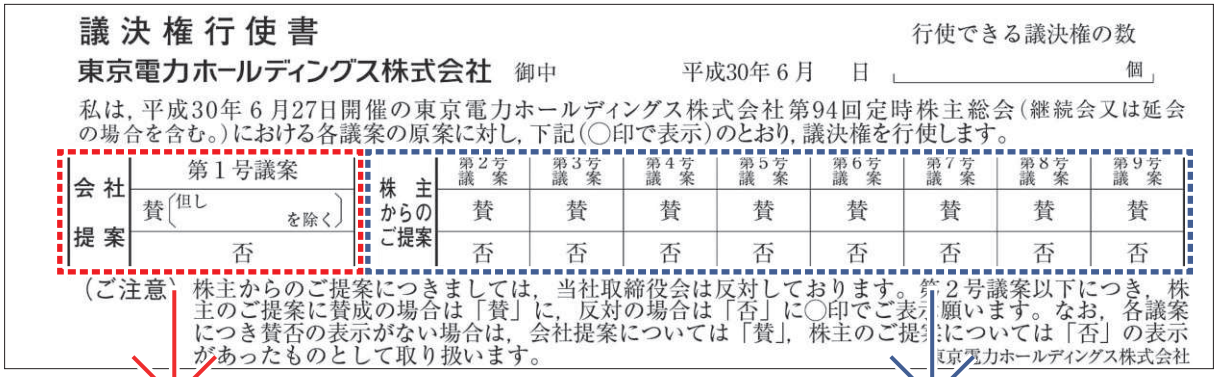

議 決 権 行 使 書

東京電力ホールディングス株式会社　御中

行使できる議決権の数

平成30年６月　日　＿＿＿＿＿＿＿＿個

私は，平成30年６月27日開催の東京電力ホールディングス株式会社第94回定時株主総会（継続会又は延会の場合を含む。）における各議案の原案に対し，下記（○印で表示）のとおり，議決権を行使します。

		第２号議案	第３号議案	第４号議案	第５号議案	第６号議案	第７号議案	第８号議案	第９号議案
会社提案	第１号議案 賛（但し　を除く）	株主からのご提案	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛
	否		否	否	否	否	否	否	否	否

（ご注意）株主からのご提案につきましては，当社取締役会は反対しております。第２号議案以下につき，株主のご提案に賛成の場合は「賛」に，反対の場合は「否」に○印でご表示願います。なお，各議案につき賛否の表示がない場合は，会社提案については「賛」，株主のご提案については「否」の表示があったものとして取り扱います。

東京電力ホールディングス株式会社

「会社提案」の記入方法

第１号議案

- ▶全員賛成の場合：「賛」の欄に○印
- ▶全員反対の場合：「否」の欄に○印
- ▶ 一部の候補者に反対の場合：

  「賛」の欄 に○印のうえ，反対する候補者について，「第94回定時株主総会招集ご通知」の株主総会参考書類に記載の候補者番号をご記入ください。

「株主からのご提案」の記入方法

第２号議案～第９号議案

- ▶賛成の場合：「賛」の欄に○印
- ▶反対の場合：「否」の欄に○印

「株主からのご提案」につきましては，当社取締役会は，いずれの議案にも反対しております。

各議案につき賛否の表示がない場合は，会社提案については「賛」，
株主からのご提案については「否」の表示があったものとして取り扱います。

電磁的方法（インターネット等）による議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使をされる場合は，当社指定の**議決権行使サイト**にアクセスのうえ，議決権行使書用紙に表示された**「ログインID」**及び**「仮パスワード」**をご入力いただき，画面の案内に従って議決権をご行使ください。ただし，毎日午前２時から午前５時までは取り扱いを休止いたします。

また，ご不明な点等がございましたら８ページに掲載のヘルプデスクへお問い合わせください。

なお，アクセスに際して発生する費用は株主さまのご負担となりますので，ご了承ください。

議決権行使サイト ▶

https://evote.tr.mufg.jp/

行使期限 ▶

平成30年６月26日（火曜日）
午後５時20分まで

パソコンの場合

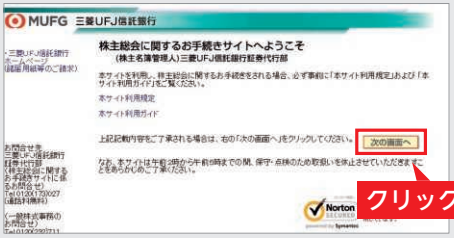

1「次の画面へ」をクリック

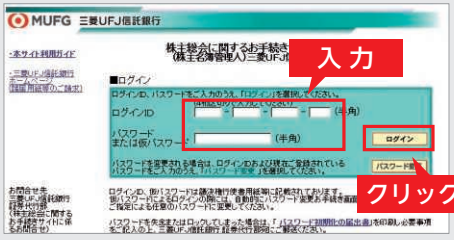

2 お手元の議決権行使書用紙の右下に記載された**「ログインID」**及び**「仮パスワード」**を入力

3「ログイン」をクリック

ご注意

- インターネットの利用環境によっては，インターネットによる議決権行使ができない場合もございますので，ご了承ください。
- 不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため，議決権行使サイト上で「仮パスワード」から新しいパスワードへの変更をお願いしております。
- 書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合はインターネットによる行使を，インターネットにより複数回の行使をされた場合は最終の行使を，それぞれ有効といたします。

スマートフォンの場合

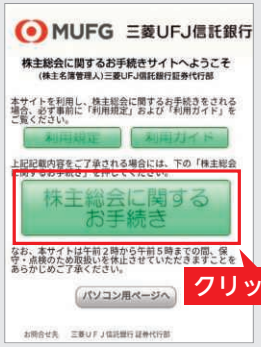

1 「株主総会に関するお手続き」をクリック



2 お手元の議決権行使書用紙の右下に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」を入力
3 「ログイン」をクリック

携帯電話の場合

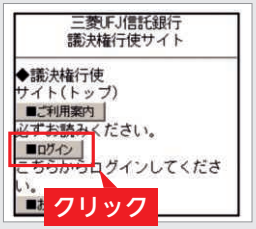

1 「ログイン」をクリック

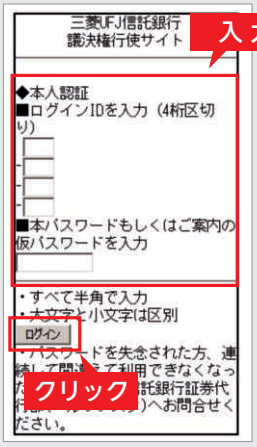

2 お手元の議決権行使書用紙の右下に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」を入力
3 「ログイン」をクリック

以降，画面の案内に従い議決権をご行使ください。

インターネットによる議決権行使システム等に関するお問い合わせ先

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

0120-173-027

（受付時間 午前9時～午後9時，通話料無料）

機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームのご案内

株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームにご参加の株主さまは，当該プラットフォームより議決権を行使することができます。

株主総会参考書類

会社提案（第1号議案）

第１号議案 取締役13名選任の件

取締役全員の任期が本総会終結の時をもって満了いたしますので，指名委員会の決定に基づき，取締役13名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

（五十音順）

候補者番号		氏名					現在の当社における地位及び担当
1	再任	安念 潤司（あんねん じゅんじ）			社外	独立	取締役（監査委員）
2	再任	槍田 松瑩（うつだ しょうえい）			社外	独立	取締役（指名委員，報酬委員）
3	再任	金子 禎則（かねこ よしのり）					取締役（指名委員）
4	再任	川崎 敏寛（かわさき としひろ）					取締役
5	再任	川村 隆（かわむら たかし）			社外	独立	取締役会長（指名委員長，監査委員，報酬委員）
6	再任	國井 秀子（くにい ひでこ）			社外	独立	取締役（報酬委員長，指名委員）
7	再任	小早川 智明（こばやかわ ともあき）					取締役（指名委員），代表執行役社長（業務全般　原子力改革特別タスクフォース長　経営企画ユニット，経営技術戦略研究所担当）
8	再任	髙浦 英夫（たかうら ひでお）			社外	独立	取締役（監査委員長）
9	再任	武谷 典昭（たけたに のりあき）					取締役（監査委員）
10	再任	冨山 和彦（とやま かずひこ）			社外	独立	取締役（指名委員）
11	再任	牧野 茂徳（まきの しげのり）					取締役，常務執行役（原子力・立地本部長兼原子力改革特別タスクフォース長代理兼同事務局長）
12	再任	守谷 誠二（もりや せいじ）					取締役
13	新任	山下 隆一（やました りゅういち）					執行役（会長補佐兼社長補佐兼経営企画担当（共同））

社外　社外取締役候補者

独立　独立役員候補者：株式会社東京証券取引所の定める独立役員の候補者。当社は，各氏を同取引所に対し，独立役員として届け出ております。

1 安念 潤司（あんねん じゅんじ）（昭和30年8月12日生）

再任 社外 独立



■ **所有する当社普通株式の数**：1,008株

■ **略歴及び地位**

昭和57年８月　北海道大学法学部助教授
昭和60年４月　成蹊大学法学部助教授
平成４年２月　弁護士（現在にいたる）
平成５年４月　成蹊大学法学部教授
平成16年４月　成蹊大学法科大学院教授（平成19年11月まで）
平成19年12月　中央大学法科大学院教授（現在にいたる）
平成29年６月　当社取締役（現在にいたる）

■ **取締役会等への出席状況**

取締役会 15/15回(100%)
監査委員会 8/10回(80%)

■ **重要な兼職の状況**

中央大学法科大学院教授
弁護士
松井証券株式会社社外取締役

■ **社外取締役候補者の選任理由等**

安念潤司氏は，大学教授及び弁護士として主に法律分野における高い見識を有していることに加え，社外取締役を務め企業経営に多様な経験を有していることから社外取締役として適任であると考え，候補者とするものであります。なお，同氏の当社社外取締役としての在任期間は，本総会終結の時をもって１年となります。

2 槍田 松瑩（うつだ しょうえい）（昭和18年2月12日生）

再任 社外 独立



■ **所有する当社普通株式の数**：0株

■ **略歴及び地位**

平成14年10月　三井物産株式会社代表取締役社長
平成21年４月　三井物産株式会社取締役会長
平成27年４月　三井物産株式会社取締役
平成27年６月　三井物産株式会社顧問（現在にいたる）
平成29年６月　当社取締役（現在にいたる）

■ **取締役会等への出席状況**

取締役会 13/15回(87%)
指名委員会 4/5回(80%)
報酬委員会 5/5回(100%)

■ **重要な兼職の状況**

三井物産株式会社顧問
株式会社三越伊勢丹ホールディングス社外取締役
日本放送協会経営委員会委員

■ **社外取締役候補者の選任理由等**

槍田松瑩氏は，三井物産株式会社の社長，会長を務めるなど，国際的なビジネスに関する豊富な経験を有していることに加え，国内外のエネルギー事情に関する幅広い見識を有していることから社外取締役として適任であると考え，候補者とするものであります。なお，同氏の当社社外取締役としての在任期間は，本総会終結の時をもって１年となります。

3 金子 禎則（かねこ よしのり） (昭和38年5月17日生)

再任



■ **所有する当社普通株式の数**：2,618株

■ **略歴及び地位**

昭和63年４月	当社入社
平成23年10月	当社埼玉支店設備部長
平成25年７月	当社多摩支店武蔵野支社長
平成27年７月	当社パワーグリッド・カンパニー経営企画室長
平成28年４月	東京電力パワーグリッド株式会社取締役副社長
平成29年６月	当社取締役（現在にいたる）
平成29年６月	東京電力パワーグリッド株式会社代表取締役社長（現在にいたる）

■ **重要な兼職の状況**

東京電力パワーグリッド株式会社代表取締役社長
株式会社東光高岳社外取締役

■ **取締役会等への出席状況**

取締役会 15/15回(100%)
指名委員会 5/5回(100%)

■ **取締役候補者の選任理由**

金子禎則氏は，当社及び当社グループの経営に携わり，主に送配電事業に関する豊富な経験と見識等を有していることから取締役として適任であると考え，候補者とするものであります。

4 川崎 敏寛（かわさき としひろ） (昭和40年8月21日生)

再任



■ **所有する当社普通株式の数**：1,200株

■ **略歴及び地位**

昭和63年４月	当社入社
平成24年10月	当社東京支店営業部（エネルギー営業担当）
平成26年６月	当社グループ事業部テプコカスタマーサービス株式会社出向（代表取締役社長）
平成27年７月	当社カスタマーサービス・カンパニーテプコカスタマーサービス株式会社出向（代表取締役社長）
平成28年４月	東京電力エナジーパートナー株式会社暮らし＆ビジネスサービス事業本部テプコカスタマーサービス株式会社出向（代表取締役社長）（平成29年6月まで）
平成29年６月	当社取締役（現在にいたる）
平成29年６月	東京電力エナジーパートナー株式会社代表取締役社長（現在にいたる）

■ **重要な兼職の状況**

東京電力エナジーパートナー株式会社代表取締役社長

■ **取締役会等への出席状況**

取締役会 15/15回(100%)

■ **取締役候補者の選任理由**

川崎敏寛氏は，当社及び当社グループの経営に携わり，主に小売電気事業に関する豊富な経験と見識等を有していることから取締役として適任であると考え，候補者とするものであります。

5 川村（かわむら） 隆（たかし） （昭和14年12月19日生）

再任 社外 独立



■ **所有する当社普通株式の数**：20,179株

■ **略歴及び地位**

平成21年６月　株式会社日立製作所代表執行役執行役会長兼執行役社長兼取締役
平成22年４月　株式会社日立製作所代表執行役執行役会長兼取締役
平成23年４月　株式会社日立製作所取締役会長
平成26年４月　株式会社日立製作所取締役
平成26年６月　株式会社日立製作所相談役（平成28年６月まで）
平成29年６月　当社取締役会長（現在にいたる）

■ **重要な兼職の状況**

株式会社みずほフィナンシャルグループ社外取締役

■ **取締役会等への出席状況**

取締役会	15/15回(100%)
指名委員会	5/5回(100%)
監査委員会	10/10回(100%)
報酬委員会	5/5回(100%)

■ **社外取締役候補者の選任理由等**

川村隆氏は，株式会社日立製作所の社長，会長を務め，企業経営における幅広い経験と見識を有していることに加え，事業再編などによる経営改革やエネルギー事業に関する高い見識を有していることから社外取締役として適任であると考え，候補者とするものであります。なお，同氏の当社社外取締役としての在任期間は，本総会終結の時をもって１年となります。

6 國井 秀子（くにい ひでこ）（昭和22年12月13日生）

再任 社外 独立



■ **所有する当社普通株式の数**：4,596株

■ **略歴及び地位**

平成17年６月	株式会社リコー常務執行役員
平成20年４月	株式会社リコーグループ執行役員
平成20年４月	リコーソフトウエア株式会社（現リコーＩＴソリューションズ株式会社）取締役会長（平成25年３月まで）
平成21年４月	株式会社リコー理事（平成25年３月まで）
平成24年４月	芝浦工業大学大学院工学マネジメント研究科教授（平成30年3月まで）
平成25年４月	芝浦工業大学学長補佐（平成30年3月まで）
平成25年10月	芝浦工業大学男女共同参画推進室長（平成30年3月まで）
平成26年６月	当社取締役（現在にいたる）
平成30年４月	芝浦工業大学大学院工学マネジメント研究科客員教授（現在にいたる）

■ **取締役会等への出席状況**

取締役会	19/19回(100%)
指名委員会	8/8回(100%)
監査委員会	1/2回(50%)
報酬委員会	8/8回(100%)

■ **重要な兼職の状況**

本田技研工業株式会社社外取締役
株式会社三菱ケミカルホールディングス社外取締役

■ **社外取締役候補者の選任理由等**

國井秀子氏は，リコーＩＴソリューションズ株式会社の会長を務めるなど，企業経営における幅広い経験と見識を有していることに加え，女性の活躍をはじめとするダイバーシティの推進に関する高い見識を有することから社外取締役として適任であると考え，候補者とするものであります。なお，同氏の当社社外取締役としての在任期間は，本総会終結の時をもって４年となります。

7 小早川 智明（こばやかわ ともあき）（昭和38年6月29日生）

再任



■ **所有する当社普通株式の数**：5,286株

■ **略歴及び地位**

昭和63年４月	当社入社
平成23年12月	当社神奈川支店営業部長
平成25年７月	当社法人営業部都市エネルギー部長
平成26年６月	当社カスタマーサービス・カンパニー法人営業部長
平成27年６月	当社常務執行役（平成28年３月まで）
平成28年４月	東京電力エナジーパートナー株式会社代表取締役社長（平成29年6月まで）
平成28年６月	当社取締役（現在にいたる）
平成29年６月	当社代表執行役社長（現在にいたる）

■ **取締役会等への出席状況**

取締役会	19/19回(100%)
指名委員会	5/5回(100%)

■ **取締役候補者の選任理由**

小早川智明氏は，当社の社長を務めるなど，電気事業全般における豊富な経験と見識等を有していることから取締役として適任であると考え，候補者とするものであります。

8 高浦 英夫（たかうら ひでお）（昭和24年6月19日生）

再任 社外 独立



■ **所有する当社普通株式の数**：1,816株

■ **略歴及び地位**

昭和52年５月　公認会計士（現在にいたる）
平成18年９月　あらた監査法人（現PwCあらた有限責任監査法人。以下同じ）代表執行役
平成21年５月　あらた監査法人代表社員（平成21年６月まで）
平成29年６月　当社取締役（現在にいたる）

■ **重要な兼職の状況**

公認会計士
本田技研工業株式会社社外取締役

■ **取締役会等への出席状況**

取締役会　15/15回(100%)
監査委員会　10/10回(100%)

■ **社外取締役候補者の選任理由等**

高浦英夫氏は，公認会計士としてあらた監査法人の代表執行役を務めるなど，主に監査及び会計の分野における多様な経験と高い見識を有していることに加え，社外監査役を務め企業監査に多様な経験を有していることから社外取締役として適任であると考え，候補者とするものであります。なお，同氏の当社社外取締役としての在任期間は，本総会終結の時をもって１年となります。

9 武谷 典昭（たけたに のりあき）（昭和34年10月13日生）

再任



■ **所有する当社普通株式の数**：32,566株

■ **略歴及び地位**

昭和58年４月　当社入社
平成23年７月　当社グループ事業部
平成25年６月　当社経理部長
平成27年６月　当社常務執行役（平成29年6月まで）
平成28年４月　東京電力パワーグリッド株式会社取締役（平成29年6月まで）
平成28年４月　東京電力フュエル&パワー株式会社取締役（平成29年6月まで）
平成28年４月　東京電力エナジーパートナー株式会社取締役（平成29年6月まで）
平成29年６月　当社取締役（現在にいたる）

■ **重要な兼職の状況**

株式会社東光高岳社外監査役
株式会社東京エネシス社外監査役

■ **取締役会等への出席状況**

取締役会　15/15回(100%)
監査委員会　10/10回(100%)

■ **取締役候補者の選任理由**

武谷典昭氏は，当社及び当社グループの経営に携わり，主に財務及び会計に関する豊富な経験と見識等を有していることから取締役として適任であると考え，候補者とするものであります。

10 富山（とやま） 和彦（かずひこ） (昭和35年4月15日生)

再任 社外 独立



■ **所有する当社普通株式の数**：6,059株

■ **略歴及び地位**

平成13年４月　株式会社コーポレイトディレクション代表取締役社長（平成15年3月まで）
平成19年４月　株式会社経営共創基盤代表取締役ＣＥＯ（現在にいたる）
平成29年６月　当社取締役（現在にいたる）

■ **重要な兼職の状況**

株式会社経営共創基盤代表取締役ＣＥＯ
パナソニック株式会社社外取締役

■ **取締役会等への出席状況**

取締役会 13/15回(87%)
指名委員会 4/5回(80%)

■ **社外取締役候補者の選任理由等**

冨山和彦氏は，株式会社コーポレイトディレクションの社長や株式会社経営共創基盤のＣＥＯを務めるなど，企業における事業再生に関する幅広い経験と見識を有していることに加え，企業統治に精通していることから社外取締役として適任であると考え，候補者とするものであります。なお，同氏の当社社外取締役としての在任期間は，本総会終結の時をもって１年となります。

11 牧野（まきの） 茂徳（しげのり） (昭和44年6月30日生)

再任



■ **所有する当社普通株式の数**：1,008株

■ **略歴及び地位**

平成４年４月　当社入社
平成24年７月　当社原子力設備管理部設備技術グループマネージャー
平成28年７月　当社原子力安全・統括部（福島第二原子力発電所駐在）
平成28年12月　当社原子力人財育成センター所長
平成29年６月　当社取締役，常務執行役（現在にいたる）

■ **取締役会等への出席状況**

取締役会 13/15回(87%)

■ **取締役候補者の選任理由**

牧野茂徳氏は，当社の原子力人財育成センター所長を務めるなど，主に原子力発電事業に関する豊富な経験と見識等を有していることから取締役として適任であると考え，候補者とするものであります。

12 守谷 誠二（もりや せいじ）（昭和38年4月21日生）

再任



■ **所有する当社普通株式の数**：17,501株

■ **略歴及び地位**

昭和61年４月　当社入社
平成24年４月　当社グループ事業部部長代理兼グループ事業構築グループマネージャー
平成25年６月　当社監査委員会業務室長
平成28年４月　東京電力フュエル＆パワー株式会社常務取締役
平成29年６月　当社取締役（現在にいたる）
平成29年６月　東京電力フュエル＆パワー株式会社代表取締役社長（現在にいたる）

■ **取締役会等への出席状況**

取締役会　15/15回(100%)

■ **重要な兼職の状況**

東京電力フュエル＆パワー株式会社代表取締役社長

■ **取締役候補者の選任理由**

守谷誠二氏は，当社及び当社グループの経営に携わり，主に燃料・火力発電事業に関する豊富な経験と見識等を有していることから取締役として適任であると考え，候補者とするものであります。

13 山下 隆一（やました りゅういち）（昭和39年6月20日生）

新任



■ **所有する当社普通株式の数**：0株

■ **略歴及び地位**

平成24年６月　経済産業省製造産業局鉄鋼課長
平成26年７月　経済産業省経済産業政策局経済産業政策課長
平成27年７月　経済産業省大臣官房総務課長
平成28年６月　経済産業省資源エネルギー庁資源・燃料部長
平成29年７月　原子力損害賠償・廃炉等支援機構連絡調整室長（現在にいたる）
平成29年７月　当社執行役（現在にいたる）

■ **重要な兼職の状況**

原子力損害賠償・廃炉等支援機構連絡調整室長

■ **取締役候補者の選任理由**

山下隆一氏は，経済産業省及び原子力損害賠償・廃炉等支援機構において要職を務めるなど，幅広い経験と見識等を有していることから取締役として適任であると考え，候補者とするものであります。

（注）1. 当社は，安念潤司氏，槍田松瑩氏，川村隆氏，國井秀子氏，髙浦英夫氏，武谷典昭氏及び冨山和彦氏との間で，会社法第423条第１項の責任を法令の限度において限定する契約を締結しており，本総会において各氏の取締役選任が承認された場合，当該契約を継続する予定であります。
2. 川村隆氏は，平成23年６月から平成28年６月まで当社の特定関係事業者である日本原燃株式会社の社外監査役でありました。

ご参考

当社グループのコーポレート・ガバナンスについて

コーポレート・ガバナンスに対する基本的な考え方

当社は，法令遵守・企業倫理の徹底，的確かつ迅速な意思決定，効率的な業務執行，監査・監督機能の強化を図るための体制・施策の整備に取り組むとともに，経営の客観性・透明性のより一層の向上を図るため指名委員会等設置会社制度を採用し，コーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでいます。

また，当社は平成28年4月よりホールディングカンパニー制に移行しており，当社グループ全体における経営資源の最適配分とガバナンスを実行し，さらなる企業価値の向上に努めています。

取締役会及び各委員会の運営について（平成30年3月31日現在）

取締役会

社外取締役が占める人数

6／13名





- 指名委員会等設置会社である当社の取締役会は，ジェンダーや専門知識，バックグラウンドの異なる多様な人材で構成され，重要な業務執行を決定するとともに，執行役等から重要な経営課題や職務執行の状況等の報告を受け，職務執行を監督しています。
- また，社外取締役が過半数を占める指名委員会及び監査委員会，社外取締役のみで構成される報酬委員会を設置しています。
- 平成29年度は，取締役会を19回開催しました。

指名委員会

社外取締役が占める人数

4／7名





- 会社法に基づき，株主総会に提出する取締役の選任及び解任に関する議案の内容を決定しています。
- また，会社法に基づく権限ではないものの，執行役等の人事に関する事項についても審議を行っています。
- 平成29年度は，指名委員会を8回開催しました。

▶ 指名委員会が取締役候補者及び執行役を選任するにあたっての方針は，19ページをご参照ください。

監査委員会

社外取締役が占める人数

3／4名



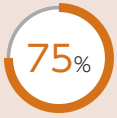

- 監査委員会は監査計画に基づき，取締役及び執行役の職務の執行について適法性及び妥当性の監査を行っており，安全・安心を最優先とした業務運営や安定供給の確保，「稼ぐ力」の強化に向けた取り組み状況等を確認しています。
- 監査委員会，内部監査部門及び会計監査人は，それぞれの担当分野において厳正な監査を行うことはもとより，監査計画や監査結果に関する意見交換を定期的に実施すること等により，相互連携をはかっています。
- 平成29年度は，監査委員会を12回，監査委員間の意見交換会を10回開催したほか，執行役会等の経営会議に出席するとともに，会計監査人・内部監査部門との意見交換会や本社及び主要な事業所等への監査を実施しました。

報酬委員会

社外取締役が占める人数

3／3名





- 取締役及び執行役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針，並びに取締役及び執行役の個人別の報酬等の内容を決定しています。
- 平成29年度は，報酬委員会を8回開催しました。

▶ 報酬委員会が取締役及び執行役の報酬等の内容を決定するにあたっての方針は，55ページをご参照ください。

コーポレート・ガバナンス体制 (平成30年3月31日現在)

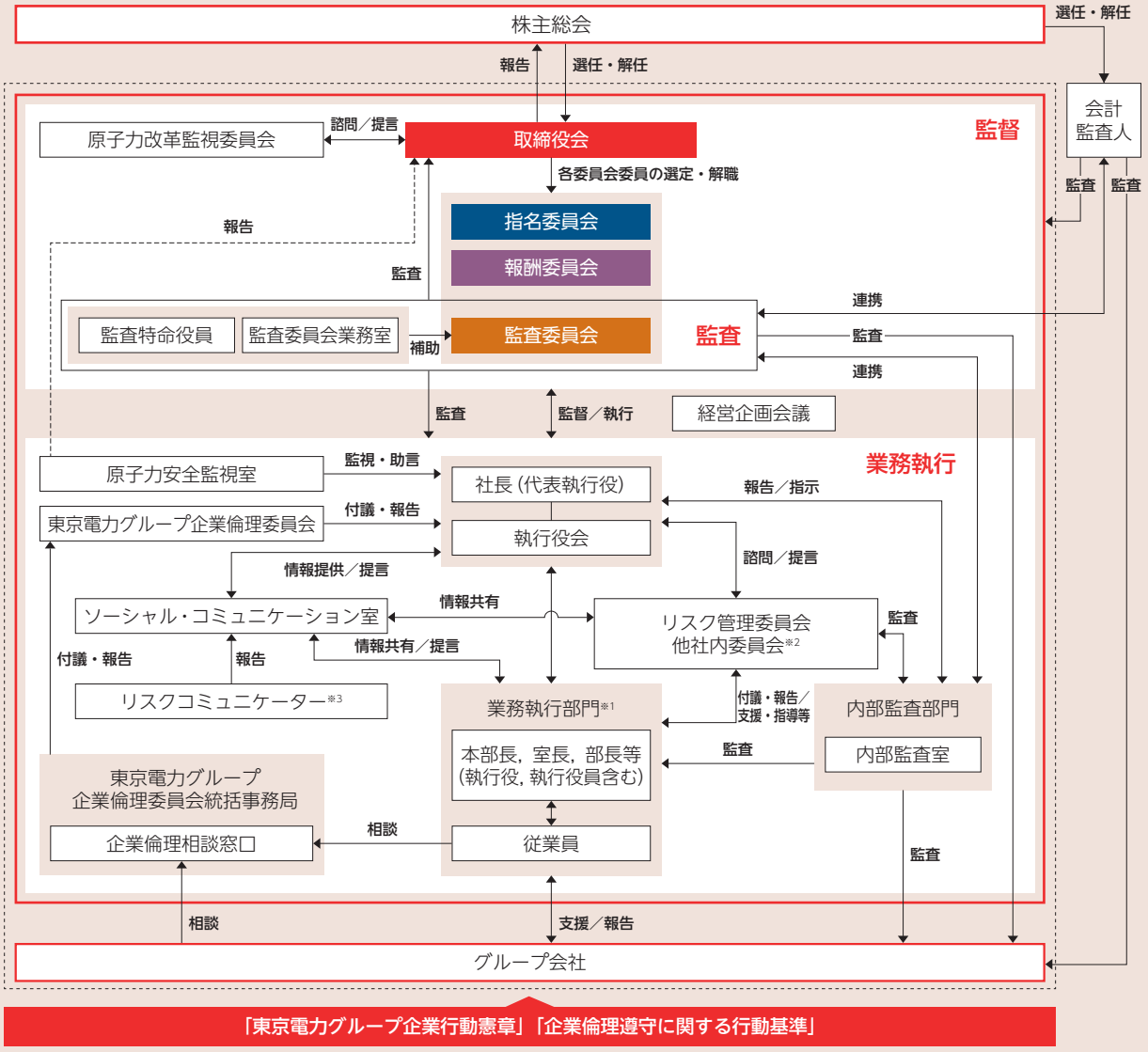

※1. 本社（コーポレート各室・本部等），第一線機関（原子力発電所等）　※2. 投資管理委員会等　※3. リスクコミュニケーションを行う専門職

（ご参考）

取締役候補者及び執行役の選任方針と手続

＜方針＞
当社は，福島第一原子力発電所事故の責任を全うし，安全確保と競争下での電力の安定供給をやり抜くという使命のもと，企業価値の最大化の実現に向け，「責任と競争」を両立する事業運営・企業改革を主導するにふさわしい人格，識見，能力を有する人物を，取締役候補者及び執行役として選任することとしています。
また，取締役会は，専門知識や経験等のバックグラウンドが異なる多様な取締役で構成することとし，その員数は，定款で定める13名以内の適切な人数とすることとしています。このうち，社外取締役については，「社外取締役の独立性判断基準」に照らし，独立性の有無を考慮して候補者を選任することとしています。

＜手続＞
取締役候補者の選任については，会社法に基づき，社外取締役が過半数を占める指名委員会が，株主総会に提出する取締役選任に関する議案の内容を決定しています。また，執行役の選任については，指名委員会における審議を行ったうえで，取締役会において決定しています。

社外取締役の独立性判断基準

社外取締役の独立性に関しては，以下のいずれの事項にも該当しない場合，独立性があると判断する。

1．当社グループ関係者
- 当社又は当社子会社の出身者

2．主要株主（議決権の10分の１以上を保有する株主をいう。以下同じ）
- 当社の現在の主要株主の業務執行者（会社法施行規則第２条第３項第６号に規定する「業務執行者」をいう。以下同じ）
- 当社が現在主要株主である会社の業務執行者

3．主要な取引先
- 当社又は当社子会社を主要な取引先とする法人（※1）の業務執行者
- 当社又は当社子会社の主要な取引先である法人（※2）の業務執行者

4．専門的サービス提供者（弁護士，公認会計士，コンサルタント等）
- 現在，当社又は当社子会社の会計監査人である監査法人の社員等
- 上記に該当しない弁護士，公認会計士又は税理士その他のコンサルタントであって，当社又は当社子会社から，役員報酬以外に，過去３年間の平均で年間1,000万円以上の金銭その他の財産を得ている者

5．役員相互就任
- 当社又は当社子会社から役員を受け入れている会社の役員

6．近親者
- 当社又は当社子会社の取締役，執行役又は執行役員その他の重要な使用人の配偶者又は二親等内の親族（以下「近親者」という）
- 最近３年間において，当社又は当社子会社の取締役，執行役又は執行役員その他の重要な使用人であった者の近親者
- 上記２から４の要件に該当する者の近親者。但し，上記２及び３の業務執行者については，取締役，執行役又は執行役員その他これらに類する役職にある者に限るものとし，上記４の社員等については，社員又はパートナーに限るものとする。

7．その他
- 当社の一般株主全体との間で上記１から６までにおいて考慮されている事由以外の事情で恒常的に実質的な利益相反が生じるおそれのある者

なお，上記のいずれかの事項に該当する者であっても，当該人物の人格，識見等に照らし，独立性を有すると考えられる者については，当社は，当該人物が独立性を有する社外取締役としてふさわしいと考える理由を対外的に説明することを条件に，当該人物を当社の独立社外取締役候補者とすることができるものとする。

※１： 直近３事業年度のいずれかにおいて，当社又は当社子会社からの支払額が，その取引先における年間連結売上高の２％以上である場合における当該取引先
※２： 直近３事業年度のいずれかにおいて，当社又は当社子会社に対する支払額が，当社における年間連結売上高の２％以上である場合における取引先（借入先については，当社又は当社子会社の借入額が，当社における連結総資産の２％以上である場合における当該借入先）

株主提案に対する取締役会の意見は，第９号議案の後に記載しております。
なお，各議案の議案内容及び提案の理由は，原文のまま記載しております。

株主提案（第２号議案から第９号議案まで）

第２号議案から第９号議案までは，株主からのご提案によるものであります。
なお，提案株主（255名）の議決権の数は，1,904個であります。

第２号議案　定款一部変更の件（１）

●議案内容

以下の章を新設する。

第△章　使用済核燃料再処理事業からの撤退

第×条　本会社は使用済核燃料再処理事業から撤退する。そのために以下の施策を行う。

1．再処理を前提とした中間貯蔵施設への使用済核燃料の輸送を行わない。
2．再処理工場に使用済核燃料を輸送しない。
3．使用済核燃料を原子力発電所で貯蔵することについて，原子力発電所立地自治体及び周辺自治体との連絡協議会を設立する。
4．これまでに輸送した使用済核燃料や分離したプルトニウム等，及び高レベル放射性廃棄物等の処理・処分については，各事業者との協議会を設ける。

●提案の理由

再処理事業は現在，**六ヶ所再処理工場の23回目の操業延期**で，少なくとも2021年までは始まらない。

我が社は英仏等に約８トンの分離プルトニウムを保有しており，その処分方法は決まっていない。

我が社の原発は再稼働する見通しが立たない。よってプルサーマルも実行不可能だ。

仮に六ヶ所再処理工場が稼働したとしても，使うあてのないプルトニウムを分離し，保有するだけである。日本の国際公約にも反する。

現在，むつ市のリサイクル燃料貯蔵会社に使用済燃料を輸送する計画が進められているが，六ヶ所再処理工場に続いてむつ市にも「処分のあてのない使用済核燃料を送る」ことになる。問題を一層複雑化させ，輸送と貯蔵にも巨額の費用がかかる。

今よりも事態を悪化させないために，まず再処理計画と使用済核燃料輸送を停止する。

そのうえで使用済核燃料をどうするか，立地自治体及び周辺住民や消費者と共に考える取り組みを開始する。

第３号議案　定款一部変更の件（２）

●議案内容

以下の章を新設する。

第△章　原子力関連企業への出資禁止

第×条　海外の原子力関連企業への出資を行わない。

第×条　役員の出身母体が過去に関わった原子力関連企業体への出資は，利益相反の疑念を招くため，行わない。

●提案の理由

日立製作所が全額出資する英国原子力関連企業ホライゾン社への出資に我が社が巻き込まれる可能性を指摘するメディアがある。福島の廃炉が進捗しない中で，ウエスチングハウス同様，**経営が芳しくない海外原子力関連企業に出資するなど，株主だけでなく，我が社が一番寄り添うべき福島避難民に合わせる顔がない。**

幸いなことに川村会長出身の日立製作所経営陣は，経済的合理性の観点から追加出資に否定的と報道されている。我が社も後を追い，泥船を去る決意を示すのだ。

一昨年10月に起きた大規模停電は，35年前に設置した地下ケーブルの劣化による漏電が原因だった。**電力の安定供給のためには地道な点検作業が欠かせない。**一銭たりとも無駄金は出せない。

万が一この出資に我が社が乗るようだと，川村会長は元東芝会長の西田氏のように晩節を汚すだけでなく，ビジネスパーソンとして最大の恥である利益相反の屈辱で自身の名誉を傷付けかねないことを危惧する。

第４号議案　定款一部変更の件（３）

●議案内容

以下の章を新設する。

第△章　送電線の自然エネルギー優先接続

第×条　自然エネルギーの普及のため，東京電力パワーグリッド株式会社に対し同社所有の送電線に自然エネルギーを優先的に接続させる。

●提案の理由

我が社の送電線の利用率は27％で，容量は十分余裕がある。しかし，電力各社は，原発再稼働のために送電線の容量を確保し，自然エネルギーの接続に法外な設備費を請求するなどの対応をし，事実上接続を拒否していると報じられている。

世界では，太陽光発電と風力発電の合算で10億kWを超えており，原発は20年間3.8億kWと横ばい状態。太陽光の単価も最安値で２円／kWを切り，事故処理や賠償に莫大な金額がかかる原発とは比較にならない。

我が社も原発をあきらめ，原油価格に左右される火力発電を縮小しながら燃料費ゼロの自然エネルギーにシフトしていくべきだ。

まずは，新電力への嫌がらせとも言える接続拒否をしないよう，**自然エネルギー接続優先の方針を打ち出すことこそが，我が社の社会的責任の取り方**だと言える。

また，小早川社長が今年２月，再エネ関連事業を火力並みに育てるため積極的に投資すると発表したことにもつながる方針だと考える。

第５号議案　定款一部変更の件（４）

●議案内容

以下の章を新設する。

第△章　柏崎刈羽原子力発電所立地自治体及び周辺自治体との連絡協議会の設立

第×条　柏崎刈羽原子力発電所の再稼働に向けた作業を凍結する。

第×条　柏崎刈羽原子力発電所の立地自治体及び周辺自治体との対話のため，常設の連絡協議会を設立する。

第×条　参加自治体は，立地自治体及びＵＰＺ（緊急防護措置を準備する区域）域内全ての自治体，新潟県とする。

第×条　協議会での対話の内容は，柏崎刈羽原子力発電所の再稼働に限らず，本会社の電気事業全般を含むものとする。

第×条　参加自治体によって原子力発電所の再稼働を拒否された場合は，稼働することはできない。

●提案の理由

柏崎刈羽原発が立地する新潟県では，現在，福島第一原発事故の検証等を行っており，その作業が終わるまでは再稼働の議論に応じない方針である。したがって，昨年末に原子力規制委員会の審査書が決定されたが，地元の合意を得られる見込みはない。

原子力事業は地元の合意と理解がなければ進めることはできない。それは我が社も繰り返し表明していることであり，現状では地元に対して申し入れをすること自体，信義誠実の原則に反する行為である。

さらに，我が社が進めてきた安全対策は，原子力規制委員会も万全とは言えない内容であり，特に１号機から４号機の海岸側に設置した防潮堤は，液状化により機能を喪失する可能性を否定できない。

これらの点を考慮して，**巨額の費用ばかりかかり，経営の重荷になっている再稼働への取り組みは停止**し，周辺住民及び電力消費者との間で真摯な議論を積み重ね，今後の原子力事業のあり方を再構築する。

第６号議案　定款一部変更の件（５）

●議案内容

以下の章を新設する。

第△章　福島第一原子力発電所事故で放出された放射線の影響の調査

第×条　福島第一原子力発電所事故で放出された放射線の影響を調査する放射線影響調査委員会を設置する。

●提案の理由

我が社が引き起こした福島第一原発事故で放出された放射線の影響の把握は，被害者への誠意ある賠償のために欠かせない。福島県の浪江町や飯舘村では，昨年３月に帰還困難区域を除いて避難指示が解除された。しかし解除された区域の放射線レベルは，日本および国際的にも定められている，公衆に対する被ばく限度年間１ミリシーベルトを遥かに超えている。

国際環境NGOグリーンピースの調査によれば，避難指示が解除された飯舘村南部のある民家では平均毎時0.8マイクロシーベルト，最大同２マイクロシーベルト。これは除染基準のそれぞれ3.5倍，8.7倍である。このような場所では推定年間被ばく線量は10ミリシーベルト以上となる。浪江町や飯舘村に避難者が帰還して安全に暮らせるレベルに下がるにはあと数十年はかかるだろう。

我が社は避難指示が解除された地域，また今後解除されうる地域の詳細な調査を自ら行い，正当な賠償の検討に活かすべきである。

第７号議案　定款一部変更の件（６）

●議案内容

以下の章を新設する。

第△章　福島第一原子力発電所事故現場の公開

第×条　世界に広く現状を知らせ，後世への教訓とするため，福島第一原子力発電所に情報公開のための施設を造る。

第×条　福島第一原子力発電所内の視察に関しては，全面公開を原則とする。

第×条　視察の際の被ばくを最小限にするため放射線データ等を公開し，監査のための地域住民を含む第三者機関を設ける。

●提案の理由

原発事故から７年が経過し，2017年までにマスコミ，技術者，一般の方合わせて39800人もの方が視察に

訪れている。この未曾有の事故の現場は今どうなっているのか，汚染水対策や廃炉作業の進捗状況の実際はどうなのか，廃棄物の処分をどうするつもりなのかと多くの人が不安をいだき，自分自身の目で見たい・学びたいという社会の欲求は非常に大きい。

我が社は実質国営企業として国民にすでに莫大な負担を強いており，これからもどれほど増えるか分からない。**我が社が国民に対し，広く情報を公開し，安全を第一に，現場の視察を受け入れていく責務がある**ことは言うまでもない。

また，受け入れにあたっては，我が社以外からの意見を積極的に取り入れ，民間団体や消費者団体等と連携し，窓口として協力をあおぐべきである。これにより誰もが事故現場の現状を知ることのできる環境をつくり，透明性・信頼性を高める。

第８号議案　定款一部変更の件（７）

●議案内容

以下の章を新設する。

第△章　労働基準法遵守監査委員会の設立

第×条　本会社は，労働基準法遵守監査委員会を設立する。

第×条　監査対象部署は，本会社全部門とする。

第×条　労働基準法遵守監査委員会には，監査に必要な記録（※）を抜き打ち調査する強制権限と，労働基準監督署への刑事告発権限を与える。

※サーバログイン情報／テレワークシステム稼働ログ／テレビ会議通信ログ

●提案の理由

我が社は原子力本部における過労死ライン近くの月70時間残業を，昨年12月まで隠蔽していた。**超勤理由が柏崎刈羽原発再稼働準備**というのは，我が社への出資者である納税者への背任行為だ。

豪雪からの送電線復旧や廃炉作業での過重労働なら，世論から同情も湧くかもしれない。

しかし，我が社が一番に寄り添うべき福島避難民は，この事態を目に会社の使命「福島への責任を果たす」に疑念を持つだろう。株主も**「再稼働の見込みが無い貧乏神を動かすために社員を酷使するとは」と怒りを覚える。**

隠蔽・改竄癖のある原子力部門で発生したことから，他部門での超勤隠しも有り得る。2005年にも同様の事例があったこと，更に社内倫理委員会が当件について臨時に開催された形跡もない現状では，**労使が労働基準法ひいては社員を守ることは期待できない。**

かけがえのない社員の健康と命，社員家族の心の安寧を守るためには，当監査委員会の設立は待ったなしである。

第９号議案　定款一部変更の件（８）

●議案内容

以下の章を新設する。

第△章　日本原子力発電株式会社への出資及び債務保証の禁止

第×条　本会社は，日本原子力発電株式会社への出資及び債務保証を行わない。

第×条　2018年３月末時点で，本会社が日本原子力発電株式会社への出資を行っている分については速やかにすべて解消する。

●提案の理由

日本原子力発電（原電）は電力９社などが出資する原発専業の事業者で，我が社は筆頭株主。茨城県に東海と東海第二，福井県に敦賀１・２号を持つが，東海原発は廃炉作業中，敦賀１号は老朽化で廃炉が決定，同２号は直下に活断層の疑いで再稼働の見込みはない。東海第二は東日本大震災で被災し停止したままだ。

発電ゼロが続く原電だが，維持費として電力各社から年間１千億円以上の収入がある。我が社は６年間で2400億円以上支払った。

原電は東海第二を再稼働するため，運転期限40年の20年延長を申請したが，今年11月までに原子力規制委員会の審査に合格しなければならない。**そのために必要な安全対策工事費1740億円の資金調達を我が社と東北電力が支援するという。**

一方で原電は，**廃炉のための解体引当金1800億円の大部分を他用途に流用していることが発覚。**

実質国有化されている我が社がこんな会社を支える余裕はない。直ちに手を引くべきだ。

第２号議案から第９号議案に対する取締役会の意見

取締役会としては，**いずれの議案にも反対**いたします。

会社法では，業務執行に関する事項については，合理的，機動的な事業運営を確保する観点から，取締役会の決定に委ねることを基本としております。ご提案の内容は，いずれも業務執行に関する事項であり，定款で定めることは適当ではないと考えます。

なお，それぞれの議案につきまして，以下のとおり付言いたします。

第２号議案

当社としては，国内で得られる資源を効率的に最大限活用するなどの原子燃料サイクルの推進には重要な意義があると考えており，引き続き原子燃料サイクル事業を担う日本原燃株式会社に最大限協力してまいります。

第３号議案

当社が福島への責任を貫徹するためには，より一層の収益力拡大とこれを通じた企業価値向上を実現する必要があります。当社といたしましては，海外の原子力関連事業も含め，今後の成長が期待できる事業分野や地域を選択のうえ，事業性を見極めながらビジネスを展開し，利益拡大をめざしてまいります。

第４号議案

電力系統への接続やこれに伴う費用負担については，電力広域的運営推進機関等が定めた指針等において，再生可能エネルギー発電を含むすべての発電設備を公平に取り扱うことが求められており，東京電力パワーグリッド株式会社においては，これらのルールに従い適切に対応しております。

なお，現在，同機関等において，系統接続に関する新たな制度設計に関する議論が行われているところであり，新たな制度が開始された場合には，これに則り対応してまいります。

第５号議案

当社にとって柏崎刈羽原子力発電所は，安全の確保を最優先として，電力小売全面自由化のもとで厳しい競争を勝ち抜き，低廉でCO_2の少ない電気を安定的にお届けしていくうえで重要な電源であると考えております。

当社といたしましては，引き続き，同発電所における安全性向上対策について，関係する自治体をはじめ広く社会のみなさまに丁寧にご説明し，ご理解いただけるよう努めてまいります。

第６号議案

当社は，関係法令等に則り，国や自治体からの要請に応じて，避難指示が解除された地域などにおける家屋や敷地内の線量測定等への協力を行っております。

当社といたしましては，福島への責任を貫徹するため，引き続き，生活基盤や産業基盤の再建に向けた国や自治体等の取り組みに全面的に協力してまいります。

第７号議案

当社は，地域のみなさまのほか，国や自治体，有識者の方々に福島第一原子力発電所の構内を視察していただいております。また，同発電所に関する情報については，当社ホームページにおいて詳細な放射線データや構内・建屋内の映像等を公表しているほか，地域や社会のみなさまとの丁寧なコミュニケーションを通じて廃炉作業の進捗状況等をご説明するなど，広く社会のみなさまへの情報公開に努めております。

第８号議案

当社及び各基幹事業会社の社員による時間外労働の過少申請について，昨年12月及び本年４月に当社の調査結果を公表しておりますが，当社といたしましては，この結果を厳粛に受け止め，これまで以上に労働時間管理の徹底をはかるほか，関連するシステムを見直すなど，再発防止に全力で取り組んでまいります。

第９号議案

当社は，お客さまに低廉でCO_2の少ない電気を安定的にお届けすることが電気事業者としての責務と考えており，その責務を果たすための電源調達先の一つとして，日本原子力発電株式会社が有している東海第二発電所は有望であると考えております。

加えて，同社は，原子力発電所の廃炉の経験やノウハウを有するという観点からも重要な事業者であり，引き続き資本関係等を維持しつつ，電力の安定供給の確保と長期にわたる廃炉作業の安全かつ着実な実施に取り組んでまいります。

以　上

メ　モ

1 当社グループの現況に関する事項

1. 事業の経過及びその成果

当社グループの業績

当年度における当社グループを取り巻く経営環境は，国内エネルギー需要の減少が見込まれるなか，電力に加え昨年４月よりガスの小売全面自由化が始まり，分野・地域を超えた競争が激化するなど，厳しい状況が継続しております。

当社グループは，新々・総合特別事業計画（第三次計画）に基づき，企業価値向上を果たし福島への責任を貫徹するため，ガス事業に参入し事業領域を拡大するなど「稼ぐ力」の強化に向けた取り組みをすすめてまいりました。

当社グループの当年度の販売電力量（連結）は，電力小売全面自由化の影響などにより，前年度に比べ1.4％減の2,403億kWhとなりました。

当年度の連結収支につきましては，収益面では，燃料費調整制度の影響などにより電気料収入単価が上昇したことなどから，売上高（営業収益）は前年度に比べ9.2％増の５兆8,509億円となり，その他の収益を加えた経常収益合計は8.8％増の５兆8,995億円となりました。

一方，費用面では，原子力発電が引き続き全機停止するなか，グループをあげてコスト削減に努めたもの

当期の連結業績

販売電力量（連結）

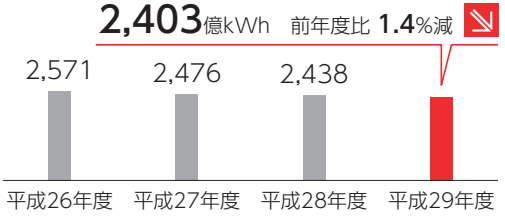

売上高

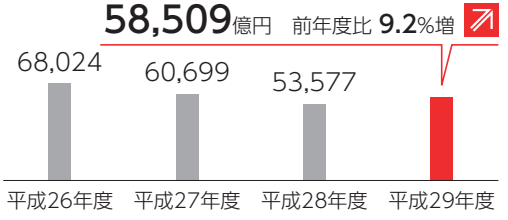

経常利益

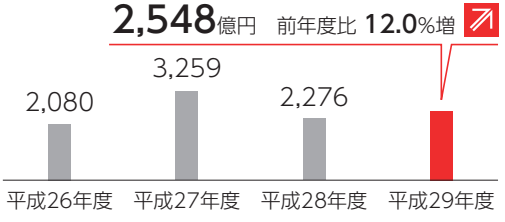

親会社株主に帰属する当期純利益

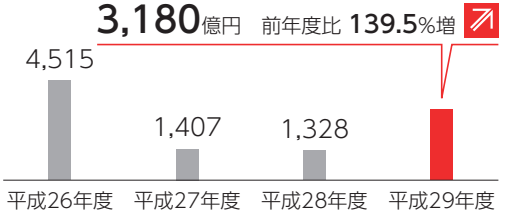

の，燃料価格の上昇などにより燃料費や購入電力料が増加したことなどから，経常費用合計は前年度に比べ8.7％増の５兆6,447億円となりました。

以上により，経常利益は前年度に比べ12.0％増の2,548億円となりました。また，原子力損害賠償・廃炉等支援機構からの資金交付金3,819億円を特別利益として計上する一方，災害特別損失と原子力損害賠償費を合わせ3,081億円を特別損失として計上したことなどから，親会社株主に帰属する当期純利益は3,180億円となりました。

当年度の自己資本比率については前年度の19.1％から21.1％に，デット・エクイティ・レシオについては前年度の2.56から2.27となるなど，引き続き財務体質の改善がすすみました。

また，当年度も東京電力パワーグリッド株式会社が継続的に社債を発行するなど，円滑な事業運営が可能となる資金調達に取り組みました。

当年度における各事業別の業績（事業間の内部取引消去前）は，31ページ以降に記載のとおりです。

自己資本比率

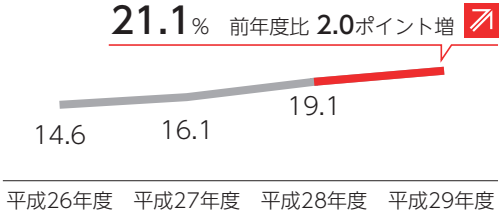

デット･エクイティ・レシオ

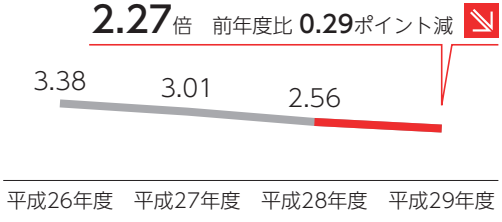

有利子負債残高

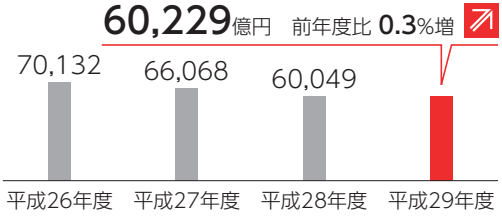

事業別の状況

東京電力グループ

ホールディングス

売上高　9,577億円
前年度比　+396億円　4.3%増

主要な事業内容
- 各基幹事業会社への共通サービスの提供
- 原子力発電事業



マネジメント　マネジメント　マネジメント

発　電　→　送電・配電　→　小　売

フュエル&パワー

売上高 18,284億円
前年度比　+1,935億円　11.8%増

主要な事業内容
- 燃料・火力発電事業



パワーグリッド

売上高 17,420億円
前年度比　+501億円　3.0%増

主要な事業内容
- 送配電事業



エナジーパートナー

売上高 55,324億円
前年度比　+3,971億円　7.7%増

主要な事業内容
- 小売電気事業



ホールディングス

主要な事業内容：
各基幹事業会社への共通サービスの提供，
原子力発電事業

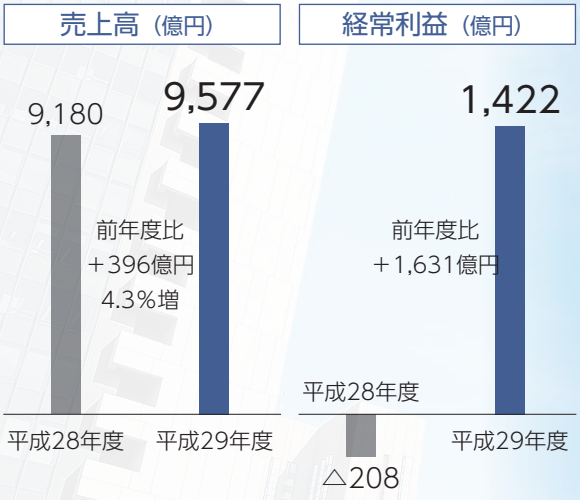

事業別の業績

収益面では，当年度より東京電力パワーグリッド株式会社からの廃炉等負担金収益を計上したことなどにより，売上高（営業収益）は前年度に比べ4.3％増の9,577億円となり，その他の収益を加えた経常収益合計は，各基幹事業会社からの配当による営業外収益の増加などにより，13.5％増の１兆1,430億円となりました。

一方，費用面では，徹底的なコスト削減に努めたことなどから，経常費用合計は前年度に比べ2.6％減の１兆７億円となりました。

この結果，経常利益は前年度に比べ1,631億円増の1,422億円となりました。

当年度の施策

＜福島事業＞
福島復興に向けた取り組み

被害者の方々への賠償を迅速かつきめ細やかにすすめ，ご要望に応じて戸別訪問するなど最後のお一人まで賠償を貫徹するための取り組みを行い，当年度末までに累計８兆1,632億円をお支払いいたしました。

また，早期のご帰還や農業・商業の再開に向け，ＪＲ常磐線の車両や学校などにおける空間線量の測定や地域行事のお手伝いなどの活動を実施し，当年度末までに国や自治体による除染等への協力人数は累計28.2万人，復興推進活動への派遣人数は累計40.8万人となりました。

これらの取り組みに加え，今なお福島県産品の風評被害が継続している状況を踏まえ，事故の当事者としてこれまで以上に主体性と責任をもって風評被害払拭に向けて取り組むため，「風評被害に対する行動計画」を策定するとともに，組織・体制を強化いたしました。また，首都圏での福島県産品の販売促進活動にも取り組みました。



首都圏での福島県産品販売会のお手伝い

福島第一原子力発電所の廃炉

汚染水対策の一つである陸側遮水壁は安定した凍結の維持を達成し，サブドレン等とあわせた重層的な対策により，雨水や地下水に起因する汚染水発生量を低減することができました。

また，３号機の使用済燃料プールからの燃料取り出しに向け，原子炉建屋上部への燃料取扱機及びカバーの設置作業が完了いたしました。加えて，燃料デブリの取り出しに向けてロボット等を活用した調査を実施しており，本年１月には，２号機で燃料デブリと思われる物体の撮影に成功したほか，線量等のデータを収集するなど，廃炉作業を着実にすすめてまいりました。体制面では，より戦略的に廃炉に取り組むため，組織体制の見直しとプロジェクトマネジメントの強化をはかってまいりました。

このほか，傷病者の救急搬送用ヘリポートの整備や除染・舗装作業等による敷地内線量の低減など労働環境の改善についても継続して取り組んでまいりました。



本年２月までに３号機原子炉建屋上部への
燃料取扱機及びカバーの設置作業が完了

＜経済事業＞

原子力安全と柏崎刈羽原子力発電所の再稼働に向けた取り組み

柏崎刈羽原子力発電所につきましては，昨年12月に６，７号機の原子炉設置変更許可をいただくとともに，注水・冷却手段，電源の多様化等の安全性向上対策を着実に実施いたしました。加えて，新潟県内各地におけるコミュニケーションブースでの活動や，柏崎市及び刈羽村のご家庭への各戸訪問，地域説明会などの広報・広聴活動を通じ，地域のみなさまとの丁寧な対話に努めました。

また，原子力安全改革プランのもと，組織全体のガバナンス強化と人財育成を中心に，安全最優先の運営体制の構築にも取り組んでまいりました。具体的には，業務分野に応じた行動基準となる理想的なふるまい（ファンダメンタルズ）を原子力部門の全社員が正しく理解するための活動や，経営層及び原子力部門のリーダーが，原子力の運営等に関する実務経験が豊富な海外専門家から直接助言・指導を受け，ガバナンス強化に活かすなどの取り組みを行いました。



海外から招聘した原子力安全アドバイザリーボード（NSAB）による助言・指導

当社グループの事業運営と「稼ぐ力」強化のための取り組み

ホールディングカンパニー制のもと，自律的・機動的な事業運営に取り組み，カイゼン活動などによる生産性向上と徹底的なコスト削減をすすめてまいりました。これにより，当年度における震災前の費用水準と比較したコスト削減実績は8,436億円となりました。

また，事業環境の変化を見据え，収益力向上につながる未来のエネルギー事業のあり方を検討し新たな価値創造を提案すべく，社長直轄の「みらい経営委員会」を立ち上げ，将来的な電源ポートフォリオのあり方や，送配電・原子力分野の企業価値向上に向けた取り組みなどについて全社的・部門横断的に議論を行いました。

これらに加え，「稼ぐ力」を創出するための人財育成を目的とした組織体制の見直しや，今後のエネルギー事業において重要となるＡＩやＩｏＴなどの技術を有する国内外の企業との協業，海外事業への参画など，「稼ぐ力」の強化に向けた施策を実施いたしました。



グループ大でカイゼン活動の好事例を競う「カイゼングランプリ」を開催

フュエル＆パワー

主要な事業内容：
燃料・火力発電事業

売上高（億円）

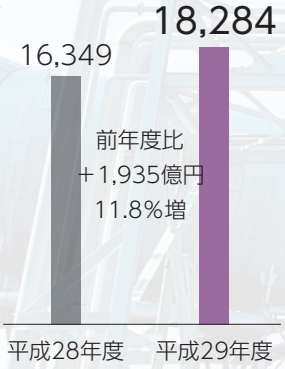

経常利益（億円）

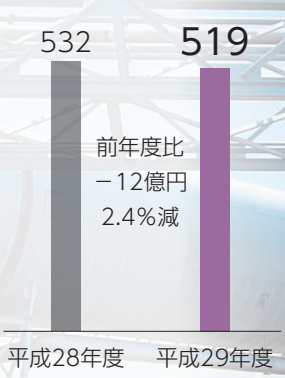

事業別の業績

収益面では，販売電力量が減少したものの燃料価格の上昇により火力電力料収入が増加したことなどから，売上高（営業収益）は前年度に比べ11.8%増の１兆8,284億円となり，その他の収益を加えた経常収益合計は11.8%増の１兆8,484億円となりました。

一方，費用面では，定期点検期間の短縮などコスト削減に努めたものの，燃料価格の上昇により燃料費が増加したことなどから，経常費用合計は前年度に比べ12.3%増の１兆7,964億円となりました。

この結果，経常利益は前年度に比べ2.4％減の519億円となりました。

当年度の施策

包括的アライアンスの完成に向けた取り組み

燃料上流・調達から発電までのサプライチェーン全体に係る中部電力株式会社との包括的アライアンスにつきましては，燃料事業や海外火力ＩＰＰ事業，火力発電所のリプレース・新設事業等を株式会社ＪＥＲＡに順次統合しており，スケールメリットを活かした競争力ある燃料調達の実現や，複数地点での火力発電所のリプレース・新設に係る環境影響評価の手続きの着実な実施など，統合効果の発揮に向けた取り組みをすすめております。

こうしたなか，包括的アライアンスの最終段階となる既存火力発電事業等の統合について，中部電力株式会社との間で，昨年６月に合弁契約書を，本年２月には承継資産の範囲やスケジュール等を定める関連合意書を締結いたしました。今後，所定の手続きを経たうえで平成31年４月には，株式会社ＪＥＲＡにおいて燃料上流・調達から発電，電力・ガスの卸販売にいたる一連のバリューチェーンが完成することになります。



東京電力フュエル＆パワー株式会社と中部電力株式会社との間で既存火力発電事業等の統合について合意

火力発電所のバリューアップ，Ｏ＆Ｍ改革

火力発電所におきましては，世界トップレベルの低廉な発電コストの実現に向け，引き続きバリューアップ・プロジェクトを推進し，定期点検期間の短縮，作業手順の見直しや標準化等による生産性の向上，調達における価格交渉力の強化などに取り組むことにより，コストダウンや効率化をはかってまいりました。あわせて，これらの成果を取り入れた独自の運営手法の確立にも取り組んでまいりました。

また，これまでに火力発電事業で培ってきたノウハウを活用したＯ＆Ｍ（Operation and Maintenance，運転・保守）サービスの開発・事業化を推進し，海外の発電会社に対する人材育成サポートサービスの提供など，新たな収益機会の獲得に向けた取り組みをすすめました。さらに，将来の市場予測を反映した最適な燃料調達・電源構成・電力卸販売ポートフォリオの構築にも取り組んでまいりました。



手動吸引ポンプの導入等により日常保守等の作業の所要時間を大幅に短縮

事業報告

パワーグリッド

主要な事業内容：
送配電事業

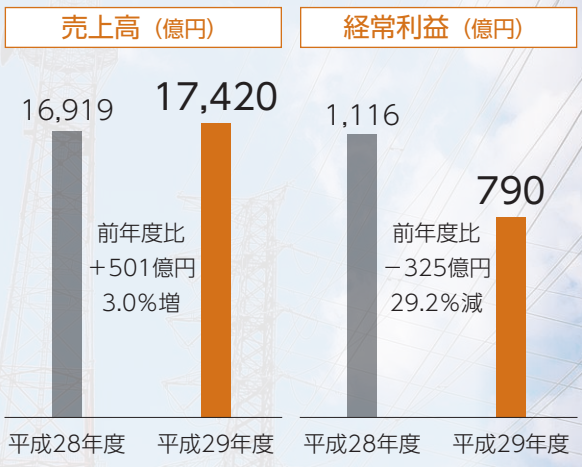

事業別の業績

収益面では，エリア需要が気温の影響などにより前年度に比べ1.7％増の2,766億kWhとなったことにより託送収入が増加したことなどから，売上高（営業収益）は3.0％増の１兆7,420億円となり，その他の収益を加えた経常収益合計は3.0％増の１兆7,582億円となりました。

一方，費用面では，設備保全の合理化などコスト削減に努めたものの，当年度より廃炉積立金の原資となる廃炉等負担金を計上したことなどから，経常費用合計は前年度に比べ5.3％増の１兆6,792億円となりました。

この結果，経常利益は前年度に比べ29.2％減の790億円となりました。

当年度の施策

安定供給と託送原価低減の両立

電力供給の信頼度を確保したうえで，国際的にも遜色のない低廉な託送原価水準の実現をめざして徹底的なコスト削減をすすめております。

具体的には，ドローンや各種センサー，スマートメーターなどのデジタル技術の活用による設備点検や出向作業の省力化・自動化，各種工事における業務手順や工法等の抜本的な見直しによる作業時間の大幅な短縮など，ムダ・ロスの徹底的な排除により，設備の保全水準や安全性を維持しつつ，一層の効率化に取り組んでまいりました。

また，経年設備の改修につきましては，リスクを的確に評価して対象を見極め，発注方法や工法を工夫することにより，安定供給とコスト低減の両立をはかってまいりました。



業務手順や工法，機材の見直しなどの一括改善により
電柱建替工事の作業時間を大幅に短縮

事業領域の拡大に向けた取り組み

送配電事業で培った技術・ノウハウやアセットなどを最大限に活用した新たな価値の創造をめざして，ＩｏＴプラットフォーム事業や海外におけるコンサルティング事業など，国内外での事業領域の拡大に取り組んでまいりました。

具体的には，各種センサーから得られた電力等の計測データを収集・分析・加工し，ＩｏＴプラットフォームとしてサービス事業者に提供するビジネスの実現に向け，本年２月，株式会社エナジーゲートウェイを設立いたしました。あわせて，住宅事業者等と連携し，ＩｏＴプラットフォームを活用した快適な住まいを実現するサービスの実証実験を開始するなど，新サービスの提供に向けた取り組みをすすめました。

また，昨年７月には，海外における電力制御システムとその周辺技術の設計・コンサルティングを主たる事業とするＴＥＰＣＯ ＩＥＣ株式会社を設立するなど，海外への事業展開にも取り組んでまいりました。

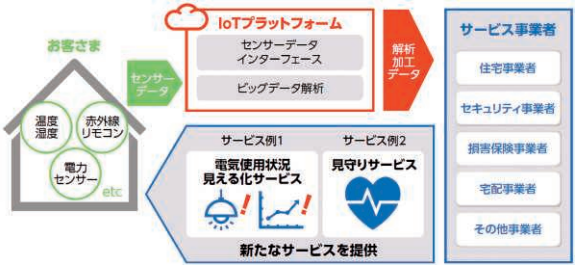

様々なサービスを生むＩｏＴプラットフォーム

エナジーパートナー

主要な事業内容：
小売電気事業



売上高（億円）

経常利益（億円）

事業別の業績

収益面では，販売電力量（連結）が前年度に比べ1.4％減の2,403億kWhとなったものの，燃料費調整制度の影響などにより電気料収入単価が上昇したことなどから，売上高（営業収益）は7.7％増の５兆5,324億円となり，その他の収益を加えた経常収益合計は7.8％増の５兆5,403億円となりました。

一方，費用面では，燃料価格の上昇により購入電力料が増加したものの，電源調達の効率化などコスト削減に努めたことなどから，経常費用合計は前年度に比べ7.1％増の５兆4,243億円となりました。

この結果，経常利益は前年度に比べ55.1％増の1,159億円となりました。

当年度の施策

全国での電力販売・新サービスの展開

アライアンス・パートナーとともに小売ビジネスを「競争」から「共創」へと進化させ，事業展開を加速してまいりました。

全国での電力販売につきましては，昨年８月に関西地域の営業拠点を拡充するとともに，子会社のテプコカスタマーサービス株式会社を通じた販売拡大やアライアンス・パートナーとの連携強化に努めた結果，従来のサービスエリア外での販売電力量（連結）は，昨年度に比べ約３倍の76億kWhとなりました。

また，新サービスとして，法人のお客さま向けにエネルギー設備の最適運用等を支援するサービスを展開してまいりました。加えて，ご家庭のお客さま向けには，異業種パートナーとのアライアンスを通じて省エネリフォーム事業を推進するとともに，エネルギー消費量を正味ゼロ以下にできる住宅（ＺＥＨ）の普及促進をはかるなど，快適で安心なくらしにつながるサービスを提供してまいりました。



東京電力エナジーパートナー株式会社と株式会社LIXILの共同出資によりZEHの普及促進をめざした新会社を設立

都市ガス事業への本格参入

昨年４月のガス小売全面自由化を受け，首都圏においてご家庭用のガス販売を開始いたしました。認知度向上のための取り組みや電気とのセット販売を積極的に推進した結果，当年度末時点における家庭用ガスの契約軒数は，当初の目標を上回る約15万軒となりました。

また，都市ガス事業への新規参入を希望する事業者に対してガスの調達・販売に必要な機能・ノウハウなどの事業運営基盤を提供するため，昨年８月，アライアンス・パートナーである日本瓦斯株式会社との共同出資により東京エナジーアライアンス株式会社を設立いたしました。これにより，都市ガス事業プラットフォームを通じた都市ガスの卸供給や託送手続き，保安業務，ガス機器の販売・メンテナンス業務など事業者のニーズに応じたサービスの提供が可能となりました。



電気・ガスに加え新サービスも含めた広告活動を実施



2.　対処すべき課題

当社グループは，新々・総合特別事業計画（第三次計画）に基づき，より一層の収益力拡大とこれを通じた企業価値向上の実現によって福島への責任を貫徹するため，「ひらく」，「つくる」，「やり遂げる」の３つの合言葉のもと，「主体性を持って福島事業をやり遂げる」，「組織をひらき，信頼をつくる」，「自分の力で事業を切りひらく」，「エネルギーの未来をつくる」，「稼ぐ力をつくる」という５つの宣言を掲げました。この宣言に基づき，すべての取り組みをシンカ（進化・深化）させていくことで，株主のみなさまのご期待に沿うことができるようグループ一丸となって取り組んでまいります。

ホールディングス

＜福島事業＞
福島復興に向けた取り組み

被害者の方々の一刻も早い生活・事業の再建に向け，引き続き「３つの誓い」に基づき，迅速かつきめ細やかな賠償を最後のお一人まで貫徹してまいります。

また，国や自治体等のご要請に応じた復興・除染推進活動の継続など，生活基盤や産業基盤の再建に向けた取り組みに引き続き全面的に協力してまいります。帰還困難区域において復興拠点の整備が行われているなかで，当社としても，2020年度頃を目途に，現在富岡町に所在する福島復興本社の機能を双葉町内に移転することをめざすなど，まち機能の回復や地域の活性化等に貢献してまいります。

このほか，風評被害払拭に向け「ふくしま」に触れ体験する機会を増やすために，外食業界や小売業界等での福島県産品の取り扱い促進に向けた活動や，福島県産品の安全性に関する正確な情報を効果的に提供する活動を拡大するなど，グループの総力をあげて福島復興の一層の加速化に取り組んでまいります。

福島第一原子力発電所の廃炉

福島第一原子力発電所の汚染水対策につきましては，汚染水発生量の低減やタンクの容量確保・漏えいリスク低減等の取り組みを着実にすすめ，中・長期的なリスクを確実に低下させてまいります。

使用済燃料プールからの燃料取り出しにつきましては，平成30年度中頃における３号機の燃料取り出し開始を目途に，安全確保対策を徹底したうえで，新たに判明した現場状況に適切に対応しながら，慎重に作業をすすめてまいります。また，１号機，２号機の燃料取り出しにつきましても，2023年度の取り出し開始を目途に準備作業を行ってまいります。

燃料デブリの取り出しにつきましては，格納容器内の調査を継続的に実施するとともに，「気中・横から」格納容器底部にアプローチするという燃料デブリ取り出し工法の基本方針に基づき，これまでの研究開発成果が実際の現場に適用可能であることを確認しながら，準備作業を具体化してまいります。

安全確保の最優先・リスク低減重視の姿勢を堅持し，廃炉作業全体の最適化をはかりつつ，地域・社会とのコミュニケーションについても一層強化してまいります。

＜経済事業＞
安全最優先の原子力運営体制構築と柏崎刈羽原子力発電所再稼働に向けた取り組み

原子力事業においては，「福島原子力事故を決して忘れることなく，昨日よりも今日，今日よりも明日の安全レベルを高め，比類無き安全を創造し続ける原子力事業者になる」との決意のもと，安全を絶えず問いかける企業文化を確立してまいります。

事業運営体制につきましては，一層の信頼獲得に加え，様々な課題に一元的に対応し，主体的かつ責任をもって業務を遂行できるよう，原子力事業を社内カンパニー化し，安全最優先・地元本位の体制を構築してまいります。

柏崎刈羽原子力発電所の再稼働に向けた取り組みにつきましては，引き続き，注水・冷却手段，電源の多様化など安全性向上対策を着実にすすめるとともに，工事計画認可申請及び保安規定変更認可申請の審査に真摯かつ丁寧に対応してまいります。また，本年３月に公表した新潟本社行動計画「まもる・そなえる・こたえる」に基づき，地域のみなさまの声をしっかりと伺いながら，原子力防災の充実・強化や，地域の一員としての地域活性化への貢献などに取り組んでまいります。

これらの取り組みに加え，企業価値向上や安全性向上等につながる原子力事業者共通の課題解決に向け，他事業者などとの連携強化・協働をはかってまいります。建設中の東通原子力発電所につきましては，拡張可能性のある長期的有望地点として，共同事業化に係る枠組みのなかで検討をすすめ，立地地域をはじめとする関係者のみなさまのご理解をいただきながら，パートナー候補への働きかけを継続してまいります。

当社グループの事業運営と「稼ぐ力」向上のための取り組み

当社グループ内の経営資源を最適活用するため，グループ全体でのガバナンス・モニタリングの仕組みづくりに取り組むとともに，海外事業を含めた新たな領域においてビジネスを展開することにより「稼ぐ力」を強化し，グループ全体の利益を拡大してまいります。

特に，低炭素社会の実現にも貢献する国内外の再生可能エネルギー事業につきましては，ノウハウや技術力など電気事業者としてこれまで培ってきた強みを活かして事業推進に向け取り組んでまいります。

また，送配電・原子力分野における再編・統合など他社との協業による企業価値向上の取り組みにつきましては，他電力会社など関係者への働きかけを継続し検討をすすめてまいります。

さらに，重要な資産である人財につきましても，グループの人財資源を把握して全体最適を実現する配置が可能となる共通基盤を構築し，既存事業の効率化や新規事業における活用をはかってまいります。また，労働時間の短縮や育児・介護のための在宅勤務制度の導入，ダイバーシティ推進・能力開発支援に取り組むことで，「稼ぐ力」と社員活力の向上をはかってまいります。

これらの取り組みを通じ，当社グループは世界で通用するグローバルユーティリティー企業をめざすとともに，エネルギーの未来をつくり，お客さまに新たな価値を提供してまいります。

ご参考

当社グループの「環境・社会・ガバナンス（ESG）」に関する取り組みについて

本事業報告の記載を含め，当社グループの「ESG」に関する取り組みにつきましては，当社ホームページ内の「環境・社会・ガバナンス（ESG）情報」並びに同ホームページに掲載の「統合報告書」にて開示しておりますので，ぜひご覧ください。



当社が保護活動に取り組む「尾瀬」に敷設する木道



統合報告書2017



当社ホームページ

「環境・社会・ガバナンス（ESG）情報」 http://www.tepco.co.jp/about/esg/index-j.html

tepco ESG 検索

フュエル＆パワー

中部電力株式会社との包括的アライアンスにつきましては，平成31年４月の事業統合の完成に向けて，許認可・契約等の承継やシステムの統合などの事業承継手続きを確実に実施してまいります。あわせて，株式会社ＪＥＲＡのグローバルなエネルギー企業としての自律的な事業運営と迅速な意思決定を確保しつつ，株主として適切なガバナンス体制の構築をはかってまいります。こうした取り組みによる統合効果の早期発揮を通じ，国際競争力のあるエネルギーを安定的に供給するとともに，グループの企業価値向上を実現してまいります。

また，競争力の強化に向けて，火力発電所におけるバリューアップ・プロジェクトの取り組みを推しすすめるとともに，燃料調達や卸電力販売などの分野における最適なポートフォリオの構築や，市場変化・設備状況に対する機敏性と柔軟性を兼ね備えた市場対応型運営の実施，グループ外への卸電力販売や卸ガス販売などに積極的に取り組むことにより，圧倒的な競争力を獲得してまいります。さらに，これまで培ったノウハウやアセットを活用したＯ＆Ｍサービスなど，知識集約型ビジネスへの事業領域の拡大をすすめてまいります。

パワーグリッド

送配電事業基盤の強化，新たな送配電ネットワークの価値創造，事業領域の拡大という「３つの挑戦」に取り組むとともに，再編・統合など他社との協業・連携も視野に事業展開を加速してまいります。

既存設備の有効活用に加え，設備スリム化と経年劣化対策を同時に達成する投資やグローバルな資機材の調達の拡大など，これまでの考え方にとらわれない斬新な発想で最適な設備形成をめざすとともに，ＩＣＴやロボット等の先端技術の導入による設備保全の高度化をはかることなどにより，平成30年度には国内トップレベルの低廉な託送原価（平成28年度に比べ500億円以上の削減）を実現するよう送配電事業基盤の強化をすすめてまいります。

また，広域連系や再生可能エネルギーの接続可能容量の拡大，スマートネットワークの構築に取り組むとともに，高いセキュリティ・安定度・利便性をもった強靭で柔軟な送配電ネットワークを実現することによって，新たな送配電ネットワークの価値を創造してまいります。

さらに，スマートメーターシステム等の送配電設備や人財リソースを，ＩｏＴプラットフォームサービスや共同検針，海外事業などの積極的な展開につなげることにより事業領域を拡大し，一層の成長を実現してまいります。

エナジーパートナー

新たな競争時代における事業環境の変化を大きなチャンスととらえ，多様なアライアンス・パートナーとの連携を積極的にすすめ，全国での電力販売を拡大してまいります。加えて，ガスや省エネルギー，ＩｏＴサービスなどの新たな付加価値を生み出すビジネスの推進により，単に電気を販売するだけでなく，省エネ，快適性，安心，安全等の効用を提供するビジネスへと収益構造を転換し，従来の枠を超えた「総合エネルギーサービス企業」への転換をはかってまいります。

ガス事業につきましては，本年４月から，法人・個人事業主のお客さま向けに都市ガス料金プランの提供を開始するとともに，日本瓦斯株式会社と共同で設立した東京エナジーアライアンス株式会社を通じて販売網を一層強化し，2019年度末時点におけるご家庭用の契約軒数100万軒という目標を１年前倒しで達成することをめざします。

また，他事業者が都市ガスに加え電気や他の付加価値サービスをあわせて提供することが可能となるプラットフォーム事業や，省エネリフォーム事業，顧客接点を活用して各種サービスを提供する事業などを推進し，事業領域を拡大してまいります。

これらの取り組みを通じ，お客さま第一の視点でサービス品質や営業力を強化し，「稼ぐ力」を備えた強い営業集団への変革をはかってまいります。



3. 設備投資の状況

① 設備投資額

事業区分	金額（億円）
ホールディングス	2,759
フュエル＆パワー	730
パワーグリッド	2,443
エナジーパートナー	119
内部取引消去	△ 25
合　計	6,027

② 完成した主な設備

フュエル＆パワー

発電設備

名称	出力（万kW）
（火力）	
横浜火力発電所７号系列	2.7
横浜火力発電所８号系列	5.4

③ 建設中の主な設備　（平成30年３月31日現在）

ホールディングス

発電設備

名称	出力（万kW）
（水力）	
葛野川発電所	40
神流川発電所	188

パワーグリッド

送電設備

名称	電圧（kV）	亘長（km）
飛騨信濃直流幹線（架空線，新設）	直流200	88.9

変電設備

名称	電圧（kV）	出力
新信濃変電所（増設）	500	100万kVA
新信濃変電所周波数変換機器（増設）	直流200	90万kW

④ 廃止した主な設備

フュエル＆パワー

発電設備

名称	出力（万kW）
（火力）	
五井火力発電所１～６号機	188.6

パワーグリッド

変電設備

名称	電圧（kV）	出力（万kVA）
新坂戸変電所（４号変圧器）	500	150

4. 資金調達の状況

① 社債

発行による収入	5,236億円
償還による支出	1兆4,998億円

② 借入金

借入による収入	4兆4,373億円
返済による支出	3兆4,442億円

5. 財産及び損益の状況の推移

区分		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (当年度)
売上高	(億円)	68,024	60,699	53,577	58,509
経常利益	(億円)	2,080	3,259	2,276	2,548
親会社株主に帰属する当期純利益	(億円)	4,515	1,407	1,328	3,180
1株当たり当期純利益	(円)	281.80	87.86	82.89	198.52
総資産	(億円)	142,126	136,597	122,776	125,918

6. 重要な子会社の状況 (平成30年３月31日現在)

会社名	資本金 (億円)	当社の出資比率 (%)	主要な事業内容
ホールディングス			
東電不動産株式会社	30.2	100	不動産の賃貸借，管理
東京発電株式会社	25	100	発電及び電気の販売
株式会社テプコシステムズ	3.5	100	コンピュータ機器による情報処理，ソフトウェアの開発及び保守
東京パワーテクノロジー株式会社	1	100	発電設備，環境保全設備等の補修，運転
東電設計株式会社	0.4	100	発電，送電，変電設備等の設計，工事監理
フュエル&パワー			
東京電力フュエル＆パワー株式会社	300	100	燃料・火力発電事業
東電フュエル株式会社	0.4	100	石油製品の販売
東京臨海リサイクルパワー株式会社	1	96.6	産業廃棄物処理，電気の販売
パワーグリッド			
東京電力パワーグリッド株式会社	800	100	送配電事業
東電タウンプランニング株式会社	1	100	配電設備の設計，保守，電柱等を媒体とする広告の請負
東京電設サービス株式会社	0.5	100	送電，変電設備等の保守
エナジーパートナー			
東京電力エナジーパートナー株式会社	100	100	小売電気事業
日本ファシリティ・ソリューション株式会社	4.9	100	省エネルギーサービス
テプコカスタマーサービス株式会社	0.1	100	電気の販売，電気料金等に関する情報処理サービス

(注) 当社の出資比率には，子会社を通じた間接保有を含んでおります。

7. 当社及び重要な子会社の主要な事業所 (平成30年３月31日現在)

① 主要な事業所

ホールディングス

会社名	所在地
東京電力ホールディングス株式会社（当社）	
本社	東京都千代田区
福島復興本社	福島県双葉郡富岡町
新潟本社	新潟県新潟市
東電不動産株式会社	東京都台東区
東京発電株式会社	東京都台東区
株式会社テプコシステムズ	東京都江東区
東京パワーテクノロジー株式会社	東京都江東区
東電設計株式会社	東京都江東区

フュエル&パワー

会社名	所在地
東京電力フュエル＆パワー株式会社	東京都千代田区
東電フュエル株式会社	東京都江東区
東京臨海リサイクルパワー株式会社	東京都江東区

パワーグリッド

会社名	所在地
東京電力パワーグリッド株式会社	東京都千代田区
東電タウンプランニング株式会社	東京都目黒区
東京電設サービス株式会社	東京都台東区

エナジーパートナー

会社名	所在地
東京電力エナジーパートナー株式会社	東京都千代田区
日本ファシリティ・ソリューション株式会社	東京都品川区
テプコカスタマーサービス株式会社	東京都江東区

② 主な発電所

ホールディングス

会社名	区分	発電所名	所在地
東京電力ホールディングス株式会社（当社）	水力（出力10万kW以上）	鬼怒川，今市，塩原	栃木県
		矢木沢，玉原，神流川	群馬県
		葛野川	山梨県
		秋元	福島県
		安曇，水殿，新高瀬川	長野県
		中津川第一，信濃川	新潟県
	原子力	福島第二	福島県
		柏崎刈羽	新潟県

フュエル＆パワー

会社名	区分	発電所名	所在地
東京電力フュエル＆パワー株式会社	火力（出力100万kW以上）	鹿島，常陸那珂	茨城県
		姉崎，袖ケ浦，富津，千葉	千葉県
		大井，品川	東京都
		横浜，南横浜，東扇島，川崎	神奈川県
		広野	福島県

8. 使用人の状況 （平成30年３月31日現在）

事業区分	使用人数（名）
ホールディングス	13,689
フュエル＆パワー	2,428
パワーグリッド	21,423
エナジーパートナー	3,985
合　計	41,525

9. 主要な借入先 （平成30年３月31日現在）

借入先	借入金残高（億円）
株式会社三井住友銀行	10,348
株式会社日本政策投資銀行	9,240
株式会社みずほ銀行	5,583
株式会社三菱東京UFJ銀行	3,526
三井住友信託銀行株式会社	2,189
日本生命保険相互会社	1,827

2 株式に関する事項 (平成30年３月31日現在)

1. 発行可能株式総数 ……141億株

2. 発行可能種類株式総数

普通株式 ……350億株
Ａ種優先株式 …… 50億株
Ｂ種優先株式 …… 5億株

3. 発行済株式の総数

普通株式 …… 16億701万7,531株
Ａ種優先株式 …… 16億株
Ｂ種優先株式 ……3億4,000万株

4. 株主数

普通株式 …… 70万4,056名
Ａ種優先株式 …… 1名
Ｂ種優先株式 …… 1名

所有者別株式保有状況

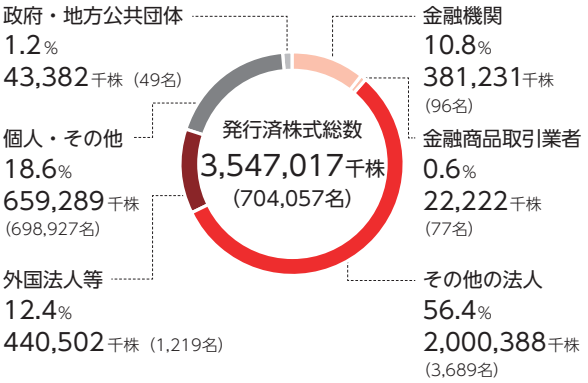

5. 上位10名の株主

株主名	持株数（千株）				出資比率（%）
	普通株式	Ａ種優先株式	Ｂ種優先株式	合計	
原子力損害賠償・廃炉等支援機構	—	1,600,000	340,000	1,940,000	54.74
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	61,566	—	—	61,566	1.74
東京電力グループ従業員持株会	51,155	—	—	51,155	1.44
東京都	42,676	—	—	42,676	1.20
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	42,543	—	—	42,543	1.20
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口９）	36,823	—	—	36,823	1.04
株式会社三井住友銀行	35,927	—	—	35,927	1.01
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口５）	30,506	—	—	30,506	0.86
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234	27,616	—	—	27,616	0.78
日本生命保険相互会社	26,400	—	—	26,400	0.74

（注）出資比率は，自己株式（普通株式3,193,573株）を控除して計算しております。

3 会社役員に関する事項

1. 取締役及び執行役の氏名等

① 取締役 （平成30年3月31日現在）

氏名	地位	担当及び重要な兼職の状況
川村 隆（かわむら たかし）	取締役会長	指名委員長，監査委員，報酬委員 株式会社みずほフィナンシャルグループ社外取締役
小早川 智明（こばやかわ ともあき）	取締役	指名委員
守谷 誠二（もりや せいじ）	取締役	東京電力フュエル＆パワー株式会社代表取締役社長
金子 禎則（かねこ よしのり）	取締役	指名委員 東京電力パワーグリッド株式会社代表取締役社長，株式会社東光高岳社外取締役
川崎 敏寛（かわさき としひろ）	取締役	東京電力エナジーパートナー株式会社代表取締役社長
牧野 茂徳（まきの しげのり）	取締役	
西山 圭太（にしやま けいた）	取締役	指名委員 原子力損害賠償・廃炉等支援機構経営改革支援室長
武谷 典昭（たけたに のりあき）	取締役	監査委員 株式会社東光高岳社外監査役，株式会社東京エネシス社外監査役
國井 秀子（くにい ひでこ）	取締役	報酬委員長，指名委員 芝浦工業大学学長補佐兼大学院工学マネジメント研究科教授兼男女共同参画推進室長， 本田技研工業株式会社社外取締役，株式会社三菱ケミカルホールディングス社外取締役
槍田 松瑩（うつだ しょうえい）	取締役	指名委員，報酬委員 三井物産株式会社顧問，株式会社三越伊勢丹ホールディングス社外取締役， 株式会社野村総合研究所社外取締役，日本放送協会経営委員会委員
髙浦 英夫（たかうら ひでお）	取締役	監査委員長 公認会計士，本田技研工業株式会社社外取締役
安念 潤司（あんねん じゅんじ）	取締役	監査委員 中央大学法科大学院教授，弁護士，松井証券株式会社社外取締役
富山 和彦（とやま かずひこ）	取締役	指名委員 株式会社経営共創基盤代表取締役ＣＥＯ，パナソニック株式会社社外取締役

（注）1．川村隆氏，國井秀子氏，槍田松瑩氏，髙浦英夫氏，安念潤司氏及び富山和彦氏は，会社法第２条第15号に定める社外取締役であり，株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の２に定める独立役員であります。
2．武谷典昭氏は当社経理部門における長年の業務経験があり，また，髙浦英夫氏は公認会計士として，安念潤司氏は弁護士として，財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3．監査が実効的に行われることを確保するために，当社における業務経験の豊富な武谷典昭氏を常勤の監査委員に選定しております。
4．槍田松瑩氏は，平成30年2月28日，株式会社東京放送ホールディングス社外取締役を退任いたしました。

② **執行役**（平成30年3月31日現在）

氏名	地位	担当及び重要な兼職の状況
小早川 智明（こばやかわ ともあき）	代表執行役 社長	業務全般　原子力改革特別タスクフォース長　稼ぐ力創造ユニット，経営企画ユニット， 経営技術戦略研究所担当
廣瀬 直己（ひろせ なおみ）	執行役 副会長 (福島統括)	福島統括
文挾 誠一（ふばさみ せいいち）	代表執行役 副社長	業務全般　経営企画担当（共同）　企画室，系統広域連系推進室， 技術・環境戦略ユニット，リニューアブルパワー・カンパニー担当
佐伯 光司（さいき みつし）	常務執行役	安全統括，原子力・立地本部副本部長（青森担当）　安全推進室，秘書室， 組織・労務人事室，総務・法務室，ビジネスソリューション・カンパニー担当
森下 義人（もりした よしひと）	常務執行役	内部監査室，グループ事業管理室，経理室担当
見學 信一郎（けんがく しんいちろう）	常務執行役	新成長タスクフォース長　渉外・広報ユニット担当 スパークス・グループ株式会社社外取締役
関 知道（せき ともみち）	常務執行役	ＩｏＴ担当兼経営企画ユニットシステム企画室長
増田 尚宏（ますだ なおひろ）	常務執行役	福島第一廃炉推進カンパニー・プレジデント兼廃炉・汚染水対策最高責任者
ジョン・クロフツ	常務執行役	原子力安全監視最高責任者兼原子力安全監視室長
大倉 誠（おおくら まこと）	常務執行役	福島復興本社代表兼福島本部長兼原子力・立地本部副本部長 株式会社Jヴィレッジ代表取締役副社長
橘田 昌哉（きったまさや）	常務執行役	新潟本社代表兼新潟本部長兼原子力・立地本部副本部長
牧野 茂徳（まきの しげのり）	常務執行役	原子力・立地本部長兼原子力改革特別タスクフォース長代理兼同事務局長
山下 隆一（やました りゅういち）	執行役	会長補佐兼社長補佐兼経営企画担当（共同） 原子力損害賠償・廃炉等支援機構連絡調整室長

(注) 1．小早川智明氏及び牧野茂徳氏は，取締役を兼務しております。
2．西山圭太氏は，平成29年７月12日，執行役を辞任いたしました。

(ご参考)

平成30年４月１日付の執行役の状況は，次のとおりであります。

執行役

氏名	地位	担当
小早川 智明（こばやかわ ともあき）	代表執行役 社長	業務全般　原子力改革特別タスクフォース長　経営企画ユニット， 経営技術戦略研究所担当
廣瀬 直己（ひろせ なおみ）	執行役 副会長 （福島統括）	福島統括
文挾 誠一（ふばさみ せいいち）	代表執行役 副社長	業務全般　経営企画担当（共同）　企画室，系統広域連系推進室， 技術・環境戦略ユニット，リニューアブルパワー・カンパニー担当
増田 尚宏（ますだ なおひろ）	執行役 副社長	防災・安全統括　安全推進室担当
佐伯 光司（さいき みつし）	常務執行役	秘書室，稼ぐ力創造ユニット，総務・法務室， ビジネスソリューション・カンパニー担当
森下 義人（もりした よしひと）	常務執行役	内部監査室，グループ事業管理室，経理室担当
見學 信一郎（けんがく しんいちろう）	常務執行役	新成長タスクフォース長兼ソーシャル・コミュニケーション室長　広報室，国際室担当
関 知道（せき ともみち）	常務執行役	ＩｏＴ担当　システム統括室，セキュリティ統括室担当
小野 明（おの あきら）	常務執行役	福島第一廃炉推進カンパニー・プレジデント兼廃炉・汚染水対策最高責任者兼プロジェクト計画部長
ジョン・クロフツ	常務執行役	原子力安全監視最高責任者兼原子力安全監視室長
大倉 誠（おおくら まこと）	常務執行役	福島復興本社代表兼福島本部長兼原子力・立地本部副本部長
橘田 昌哉（きったまさや）	常務執行役	新潟本社代表兼新潟本部長兼原子力・立地本部副本部長
牧野 茂徳（まきの しげのり）	常務執行役	原子力・立地本部長兼原子力改革特別タスクフォース長代理兼同事務局長
宗 一誠（そういっせい）	常務執行役	原子力・立地本部副本部長（青森担当）兼立地地域部長兼福島本部兼新潟本部
山下 隆一（やました りゅういち）	執行役	会長補佐兼社長補佐兼経営企画担当（共同）

(注) 小早川智明氏及び牧野茂徳氏は，取締役を兼務しております。

2. 責任限定契約の内容の概要

当社は，会社法第427条第１項及び定款第29条第２項の規定に基づき，取締役（業務執行取締役等であるものを除きます。）との間で，同法第423条第１項の責任を法令の限度において限定する契約を締結しております。

3. 報酬等の総額

	支給人数 （名）	報酬等の額 （百万円）
取締役	11	86
執行役	19	310

（注）１．当社は，執行役を兼務する取締役に対しては，取締役としての報酬を支給しておりませんので，上記の取締役の支給人数には執行役を兼務する取締役の人数を含めておりません。
２．上記のうち，社外取締役9名に対する報酬等の額は63百万円であります。
３．執行役の報酬等の額には，平成28年度に在籍していた執行役13名に対して，平成28年度を対象期間として平成29年度に支給した業績連動報酬の額と平成28年度の事業報告において開示した報酬等に含まれる業績連動報酬の額との差額2百万円を含んでおります。

4. 取締役及び執行役の報酬等の決定に関する方針

当社の取締役及び執行役の主な職務は，福島第一原子力発電所事故の責任を全うし，世界水準以上の安全確保と競争の下での安定供給をやり抜くという強い意志のもとで，企業価値向上を通じて国民負担の最小化を図ることである。このため，「責任と競争」を両立する事業運営・企業改革を主導しうる優秀な人材を確保すること，責任と成果を明確にすること，業績及び株式価値向上に対するインセンティブを高めることを報酬決定の基本方針とする。

なお，経営の監督機能を担う取締役と業務執行の責任を負う執行役の職務の違いを踏まえ，取締役と執行役の報酬は別体系とする。また，取締役と執行役を兼務する役員に対しては，執行役としての報酬のみを支給する。

① 取締役報酬

取締役報酬は，基本報酬のみとする。

基本報酬　　：常勤・非常勤の別，所属する委員会及び職務の内容に応じた額を支給する。

② 執行役報酬

執行役報酬は，基本報酬及び業績連動報酬とする。

基本報酬　　：役職位，代表権の有無及び職務の内容に応じた額を支給する。

業績連動報酬　：会社業績及び個人業績の結果に応じた額を支給する。

③ **支給水準**

当社経営環境に加え，他企業等における報酬水準，従業員の処遇水準等を勘案し，当社役員に求められる能力及び責任に見合った水準を設定する。

5. 社外取締役の主な活動状況

氏名	主な活動状況
川村 隆（かわむら たかし）	取締役会には15回中15回（100%）出席し，また，指名委員会には5回中5回（100%），監査委員会には10回中10回（100%），報酬委員会には5回中5回（100%）出席し，必要に応じて，主に企業経営者としての経験と見識等を活かして発言を行っております。
國井 秀子（くにい ひでこ）	取締役会には19回中19回（100%）出席し，また，指名委員会には8回中8回（100%），監査委員会には2回中1回（50%），報酬委員会には8回中8回(100%）出席し，必要に応じて，主に企業経営者としての経験と見識等を活かして発言を行っております。
槍田 松瑩（うつだ しょうえい）	取締役会には15回中13回（87%）出席し，また，指名委員会には5回中4回（80%），報酬委員会には5回中5回(100%）出席し，必要に応じて，主に企業経営者としての経験と見識等を活かして発言を行っております。
髙浦 英夫（たかうら ひでお）	取締役会には15回中15回（100%）出席し，また，監査委員会には10回中10回（100%）出席し，必要に応じて，主に公認会計士としての経験と専門知識等を活かして発言を行っております。
安念 潤司（あんねん じゅんじ）	取締役会には15回中15回（100%）出席し，また，監査委員会には10回中8回（80%）出席し，必要に応じて，主に弁護士としての経験と専門知識等を活かして発言を行っております。
冨山 和彦（とやま かずひこ）	取締役会には15回中13回（87%）出席し，また，指名委員会には5回中4回（80%）出席し，必要に応じて，主に企業経営者としての経験と見識等を活かして発言を行っております。

4 会計監査人に関する事項

1. 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

2. 会計監査人の報酬等の額

①当年度に係る会計監査人としての報酬等の額	109百万円
②当社及び子会社が支払うべき財産上の利益の合計額	325百万円

（注）1．当社と会計監査人との間の監査契約において，会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を区分しておらず，かつ，実質的にも区分できませんので，上記①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。
2．監査委員会は，会計監査人の監査計画，監査実施状況等を確認したほか，社内関係部署及び会計監査人の双方から，監査日数，報酬算定のプロセス等について聴取し，それらについて必要な検証を行ったうえで，会計監査人の報酬等に同意いたしました。
3．当社は，会計監査人に対して，財務制限条項に係る確認業務等を委託し，公認会計士法第２条第１項の業務以外の業務の対価を支払っております。

3. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第１項各号に該当する場合，監査委員会は，監査委員全員の同意に基づき会計監査人を解任する方針としております。

また，上記の場合のほか，会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められるなど，会計監査人として適当でないと判断される場合には，監査委員会は，会計監査人の解任又は不再任に関する株主総会提出議案の内容を決定する方針としております。

以下の項目につきましては，当社ホームページに掲載しております。

http://www.tepco.co.jp/about/ir/stockinfo/meeting.html

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

連結計算書類

連結貸借対照表 (平成30年３月31日現在)

(単位：百万円)

科　　目	金 額
資産の部	
固定資産	**10,365,667**
電気事業固定資産	6,669,336
水力発電設備	399,096
汽力発電設備	1,016,890
原子力発電設備	865,747
送電設備	1,576,154
変電設備	664,734
配電設備	2,021,792
その他の電気事業固定資産	124,921
その他の固定資産	198,262
固定資産仮勘定	925,538
建設仮勘定及び除却仮勘定	881,113
使用済燃料再処理関連加工仮勘定	44,425
核燃料	660,368
装荷核燃料	120,509
加工中等核燃料	539,858
投資その他の資産	1,912,161
長期投資	129,869
関係会社長期投資	917,745
未収原賠・廃炉等支援機構資金交付金	593,701
退職給付に係る資産	147,499
その他	127,044
貸倒引当金（貸方）	△ 3,698
流動資産	**2,226,156**
現金及び預金	1,187,283
受取手形及び売掛金	587,907
たな卸資産	160,240
その他	301,869
貸倒引当金（貸方）	△ 11,144
合　　計	12,591,823

科　　目	金 額
負債及び純資産の部	
固定負債	**5,274,312**
社債	1,377,833
長期借入金	1,307,342
特定原子力施設炉心等除去準備引当金	1,929
災害損失引当金	442,402
原子力損害賠償引当金	600,647
退職給付に係る負債	386,735
資産除去債務	784,581
その他	372,839
流動負債	**4,652,768**
１年以内に期限到来の固定負債	1,824,498
短期借入金	1,581,266
支払手形及び買掛金	208,576
未払税金	131,566
その他	906,859
引当金	**7,477**
渇水準備引当金	581
原子力発電工事償却準備引当金	6,895
負債合計	**9,934,558**
株主資本	**2,644,226**
資本金	1,400,975
資本剰余金	743,121
利益剰余金	508,584
自己株式	△ 8,454
その他の包括利益累計額	**7,158**
その他有価証券評価差額金	8,679
繰延ヘッジ損益	△ 454
土地再評価差額金	△ 2,291
為替換算調整勘定	△ 7,846
退職給付に係る調整累計額	9,072
非支配株主持分	**5,880**
純資産合計	**2,657,265**
合　　計	12,591,823

連結損益計算書 (平成29年４月１日から平成30年３月31日まで)

(単位：百万円)

科　　目	金 額	科　　目	金 額
費用の部		**収益の部**	
営業費用	**5,562,469**	**営業収益**	**5,850,939**
電気事業営業費用	5,188,433	電気事業営業収益	5,454,304
その他事業営業費用	374,036	その他事業営業収益	396,634
営業利益	(288,470)		
営業外費用	**82,244**	**営業外収益**	**48,635**
支払利息	63,247	受取配当金	646
その他	18,997	受取利息	1,605
		持分法による投資利益	38,052
		その他	8,332
当期経常費用合計	**5,644,714**	**当期経常収益合計**	**5,899,575**
当期経常利益	**254,860**		
渇水準備金引当又は取崩し	**581**		
渇水準備金引当	581		
原子力発電工事償却準備金引当又は取崩し	**287**		
原子力発電工事償却準備金引当	287		
特別損失	**308,161**	**特別利益**	**381,987**
原子力損害賠償費	286,859	原賠・廃炉等支援機構資金交付金	381,987
災害特別損失	21,302		
税金等調整前当期純利益	**327,817**		
法人税等	**9,552**		
法人税等	20,882		
法人税等調整額	△ 11,330		
当期純利益	**318,265**		
非支配株主に帰属する当期純利益	**187**		
親会社株主に帰属する当期純利益	**318,077**		

計算書類

貸借対照表 (平成30年３月31日現在)

(単位：百万円)

科　　目	金 額
資産の部	
固定資産	**7,678,711**
電気事業固定資産	1,294,899
水力発電設備	399,794
原子力発電設備	871,863
新エネルギー等発電設備	15,647
業務設備	7,517
貸付設備	76
事業外固定資産	31
固定資産仮勘定	699,433
建設仮勘定	654,768
除却仮勘定	239
使用済燃料再処理関連加工仮勘定	44,425
核燃料	660,604
装荷核燃料	120,625
加工中等核燃料	539,978
投資その他の資産	5,023,743
長期投資	35,802
関係会社長期投資	4,311,331
未収原賠・廃炉等支援機構資金交付金	593,701
長期前払費用	42,434
前払年金費用	41,336
貸倒引当金（貸方）	△ 863
流動資産	**1,526,463**
現金及び預金	1,057,486
売掛金	49,666
諸未収入金	24,498
貯蔵品	44,466
前払金	0
前払費用	468
関係会社短期債権	203,084
雑流動資産	146,843
貸倒引当金（貸方）	△ 52
合　　計	9,205,175

科　　目	金 額
負債及び純資産の部	
固定負債	**4,701,057**
社債	887,833
長期借入金	1,303,094
長期未払債務	7,611
リース債務	6,917
関係会社長期債務	417,541
退職給付引当金	105,999
特定原子力施設炉心等除去準備引当金	1,929
災害損失引当金	441,890
原子力損害賠償引当金	600,647
資産除去債務	783,460
繰延税金負債	332
雑固定負債	143,797
流動負債	**2,525,865**
１年以内に期限到来の固定負債	1,282,026
短期借入金	236,290
買掛金	3,044
未払金	70,687
未払費用	206,811
未払税金	13,979
預り金	1,616
関係会社短期債務	696,998
諸前受金	78
雑流動負債	14,331
引当金	**6,895**
原子力発電工事償却準備引当金	6,895
負債合計	**7,233,818**
株主資本	**1,970,500**
資本金	1,400,975
資本剰余金	743,602
資本準備金	743,555
その他資本剰余金	46
利益剰余金	△ 166,421
利益準備金	169,108
その他利益剰余金	△ 335,530
海外投資等損失準備金	149
特定災害防止準備金	135
別途積立金	1,076,000
繰越利益剰余金	△ 1,411,815
自己株式	△ 7,655
評価・換算差額等	**855**
その他有価証券評価差額金	855
純資産合計	**1,971,356**
合　　計	9,205,175

損益計算書 (平成29年４月１日から平成30年３月31日まで)

(単位：百万円)

科　　目	金 額	科　　目	金 額
費用の部		**収益の部**	
営業費用	**835,826**	**営業収益**	**840,235**
電気事業営業費用	835,073	電気事業営業収益	839,488
水力発電費	64,116	他社販売電力料	552,537
原子力発電費	633,434	使用済燃料再処理等既発電料受取契約締結分	30,963
新エネルギー等発電費	1,499	廃炉等負担金収益	126,834
販売費	1	電気事業雑収益	129,138
貸付設備費	4	貸付設備収益	14
一般管理費	126,949		
事業税	9,067		
電力費振替勘定（貸方）	△ 0		
附帯事業営業費用	753	附帯事業営業収益	747
コンサルティング事業営業費用	753	コンサルティング事業営業収益	747
営業利益	(4,408)		
営業外費用	**64,675**	**営業外収益**	**179,443**
財務費用	60,788	財務収益	177,683
支払利息	60,739	受取配当金	129,970
株式交付費	0	受取利息	47,712
社債発行費	49		
事業外費用	3,886	事業外収益	1,759
固定資産売却損	0	固定資産売却益	23
雑損失	3,885	雑収益	1,736
当期経常費用合計	**900,502**	**当期経常収益合計**	**1,019,679**
当期経常利益	**119,176**		
原子力発電工事償却準備金引当又は取崩し	287		
原子力発電工事償却準備金引当	287		
特別損失	**326,692**	**特別利益**	**381,987**
災害特別損失	21,302	原賠・廃炉等支援機構資金交付金	381,987
原子力損害賠償費	286,859		
有価証券評価損	18,530		
税引前当期純利益	**174,184**		
法人税等	**△ 33,546**		
法人税等	△ 33,546		
当期純利益	**207,731**		

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成30年５月15日

東京電力ホールディングス株式会社
取　締　役　会　　御　中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	白　羽　龍　三　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	湯　川　喜　雄　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	清　水　幹　雄　㊞

当監査法人は，会社法第444条第４項の規定に基づき，東京電力ホールディングス株式会社の平成29年４月１日から平成30年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類，すなわち，連結貸借対照表，連結損益計算書，連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は，我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには，不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は，当監査法人が実施した監査に基づいて，独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は，我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は，当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために，監査計画を策定し，これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては，連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は，当監査法人の判断により，不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は，内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが，当監査法人は，リスク評価の実施に際して，状況に応じた適切な監査手続を立案するために，連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また，監査には，経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は，意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は，上記の連結計算書類が，我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して，東京電力ホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

１.「その他の注記　２. 原子力損害賠償費及び原賠・廃炉等支援機構資金交付金」に記載されているとおり，東北地方太平洋沖地震により被災した福島第一原子力発電所の事故等に関する原子力損害について，会社は国の援助を受けながら「原子力損害の賠償に関する法律」（昭和36年６月17日 法律第147号）に基づく賠償を実施している。

原子力損害賠償紛争審査会が決定する「東京電力株式会社福島第一，第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」（平成23年８月５日）等の賠償に関する国の指針や，これらを踏まえた会社の賠償基準，また，損害賠償請求実績や客観的な統計データ等に基づく賠償見積額10,392,227百万円から「原子力損害賠償補償契約に関する法律」（昭和36年６月17日 法律第148号）の規定による補償金（以下「補償金」という）の受入額188,926百万円及び「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（平成23年８月30日 法律第110号）等に基づく会社の国に対する賠償債務（平成27年１月１日以降に債務認識したもの。以下「除染費用等」という）に対応する「原子力損害賠償・廃炉等支援機構法」（平成23年８月10日 法律第94号。以下「機構法」という）の規定に基づく資金援助の申請額（以下「資金交付金」という）3,167,286百万円を控除した金額7,036,013百万円と前連結会計年度の見積額との差額286,859百万円を原子力損害賠償費に計上している。

これらの賠償額の見積りについては，新たな賠償に関する国の指針の決定や，会社の賠償基準の策定，また，参照するデータの精緻化や被害を受けられた皆さまとの合意等により，今後変動する可能性があるものの，現時点の合理的な見積りが可能な範囲における概算額を計上している。

一方，こうした賠償の迅速かつ適切な実施のため，原子力損害賠償・廃炉等支援機構（以下「機構」という）は，機構法に基づき，申請のあった原子力事業者に対し必要な資金援助を行うこととされている。

会社は機構に対し，機構法第43条第１項の規定に基づき，資金援助の申請日時点での原子力損害賠償費を要賠償額の見通し額として資金援助の申請を行っており，平成30年３月27日に同日時点での要賠償額の見通し額10,389,583百万円への資金援助の額の変更を申請したことから，当連結会計年度において，同額から補償金の受入額188,926百万円及び除染費用等に対応する資金交付金3,167,286百万円を控除した金額7,033,369百万円と，平成28年12月27日申請時の金額との差額381,987百万円を原賠・廃炉等支援機構資金交付金に計上している。

なお，資金援助を受けるにあたっては，機構法第52条第１項の規定により機構が定める特別な負担金を支払うこととされているが，その金額については，会社の収支の状況に照らし連結会計年度ごとに機構における運営委員会の議決を経て定められるとともに，主務大臣による認可が必要となることなどから，当連結会計年度分として機構から通知を受けた額を除き，計上していない。

２．「連結貸借対照表に関する注記　３．保証債務等　(2) 偶発債務　原子力損害の賠償に係る偶発債務」に記載されているとおり，東北地方太平洋沖地震により被災した福島第一原子力発電所の事故等に関する原子力損害について，会社は国の援助を受けながら「原子力損害の賠償に関する法律」（昭和36年６月17日 法律第147号）に基づく賠償を実施している。原子力損害賠償紛争審査会が決定する「東京電力株式会社福島第一，第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」（平成23年８月５日。以下「中間指針」という）等の賠償に関する国の指針や，これらを踏まえた会社の賠償基準，また，損害賠償請求実績や客観的な統計データ等に基づき合理的な見積りが可能な額については，当連結会計年度末において原子力損害賠償引当金に計上しているが，中間指針等の記載内容や現時点で入手可能なデータ等により合理的に見積ることができない間接被害や一部の財物価値の喪失または減少等については計上していない。また，「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（平成23年８月30日 法律第110号）に基づき講ぜられる廃棄物の処理及び除染等の措置等が，国の財政上の措置の下に進められている。当該措置に係る費用については，これまでの求償応諾実績や入手可能なデータ等により合理的に算定可能な範囲で見積りを実施しているが，現時点で当該措置の具体的な実施内容等を把握できる状況になく，費用負担の在り方について国と協議中である費用等については，賠償額を合理的に見積ることができない。

３．「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等　３．会計方針に関する事項　(3) 重要な引当金の計上基準　イ　災害損失引当金　追加情報　・福島第一原子力発電所の事故の収束及び廃止措置等に向けた費用または損失のうち中長期ロードマップに係る費用または損失の見積り」に記載されているとおり，原子力発電所の廃止措置の実施にあたっては予め原子炉内の燃料を取り出す必要があるが，その具体的な作業内容等の決定は原子炉内の状況を確認するとともに必要となる研究開発等を踏まえての判断となる。従って，中長期ロードマップに係る費用または損失については，海外原子力発電所事故における実績額に基づき計上している金額を含め，今後変動する可能性があるものの，現時点の合理的な見積りが可能な範囲における概算額を計上している。

４．「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等　３．会計方針に関する事項　(6) 原子力発電施設解体費の計上方法　追加情報　・福島第一原子力発電所１～４号機の解体費用の見積り」に記載されているとおり，福島第一原子力発電所１～４号機の解体費用の見積りについては，被災状況の全容の把握が困難であることから，今後変動する可能性があるものの，現時点の合理的な見積りが可能な範囲における概算額を計上している。

当該事項は，当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には，公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成30年５月15日

東京電力ホールディングス株式会社
　取　締　役　会　　御　中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	白　羽　龍　三　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	湯　川　喜　雄　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	清　水　幹　雄　㊞

当監査法人は，会社法第436条第２項第１号の規定に基づき，東京電力ホールディングス株式会社の平成29年４月１日から平成30年３月31日までの第94期事業年度の計算書類，すなわち，貸借対照表，損益計算書，株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は，我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには，不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は，当監査法人が実施した監査に基づいて，独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は，我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は，当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために，監査計画を策定し，これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては，計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は，当監査法人の判断により，不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は，内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが，当監査法人は，リスク評価の実施に際して，状況に応じた適切な監査手続を立案するために，計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また，監査には，経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は，意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は，上記の計算書類及びその附属明細書が，我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して，当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

１．「その他の注記　１．原子力損害賠償費及び原賠・廃炉等支援機構資金交付金」に記載されているとおり，東北地方太平洋沖地震により被災した福島第一原子力発電所の事故等に関する原子力損害について，会社は国の援助を受けながら「原子力損害の賠償に関する法律」（昭和36年６月17日 法律第147号）に基づく賠償を実施している。

原子力損害賠償紛争審査会が決定する「東京電力株式会社福島第一，第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」（平成23年８月５日）等の賠償に関する国の指針や，これらを踏まえた会社の賠償基準，また，損害賠償請求実績や客観的な統計データ等に基づく賠償見積額10,392,227百万円から「原子力損害賠償補償契約に関する法律」（昭和36年６月17日 法律第148号）の規定による補償金（以下「補償金」という）の受入額188,926百万円及び「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（平成23年８月30日 法律第110号）等に基づく会社の国に対する賠償債務（平成27年１月１日以降に債務認識したもの。以下「除染費用等」という）に対応する「原子力損害賠償・廃炉等支援機構法」（平成23年８月10日 法律第94号。以下「機構法」という）の規定に基づく資金援助の申請額（以下「資金交付金」という）3,167,286百万円を控除した金額7,036,013百万円と前事業年度の見積額との差額286,859百万円を原子力損害賠償費に計上している。

これらの賠償額の見積りについては，新たな賠償に関する国の指針の決定や，会社の賠償基準の策定，また，参照するデータの精緻化や被害を受けられた皆さまとの合意等により，今後変動する可能性があるものの，現時点の合理的な見積りが可能な範囲における概算額を計上している。

一方，こうした賠償の迅速かつ適切な実施のため，原子力損害賠償・廃炉等支援機構（以下「機構」という）は，機構法に基づき，申請のあった原子力事業者に対し必要な資金援助を行うこととされている。

会社は機構に対し，機構法第43条第１項の規定に基づき，資金援助の申請日時点での原子力損害賠償費を要賠償額の見通し額として資金援助の申請を行っており，平成30年３月27日に同日時点での要賠償額の見通し額10,389,583百万円への資金援助の額の変更を申請したことから，当事業年度において，同額から補償金の受入額188,926百万円及び除染費用等に対応する資金交付金3,167,286百万円を控除した金額7,033,369百万円と，平成28年12月27日申請時の金額との差額381,987百万円を原賠・廃炉等支援機構資金交付金に計上している。

なお，資金援助を受けるにあたっては，機構法第52条第１項の規定により機構が定める特別な負担金を支払うこととされているが，その金額については，会社の収支の状況に照らし事業年度ごとに機構における運営委員会の議決を経て定められるとともに，主務大臣による認可が必要となることなどから，当事業年度分として機構から通知を受けた額を除き，計上していない。

２．「貸借対照表に関する注記　３．保証債務等　(2) 偶発債務　原子力損害の賠償に係る偶発債務」に記載されているとおり，東北地方太平洋沖地震により被災した福島第一原子力発電所の事故等に関する原子力損害について，会社は国の援助を受けながら「原子力損害の賠償に関する法律」（昭和36年６月17日 法律第147号）に基づく賠償を実施している。原子力損害賠償紛争審査会が決定する「東京電力株式会社福島第一，第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」（平成23年８月５日。以下「中間指針」という）等の賠償に関する国の指針や，これらを踏まえた会社の賠償基準，また，損害賠償請求実績や客観的な統計データ等に基づき合理的な見積りが可能な額については，当事業年度末において原子力損害賠償引当金に計上しているが，中間指針等の記載内容や現時点で入手可能なデータ等により合理的に見積ることができない間接被害や一部の財物価値の喪失または減少等については計上していない。また，「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（平成23年８月30日 法律第110号）に基づき講ぜられる廃棄物の処理及び除染等の措置等が，国の財政上の措置の下に進められている。当該措置に係る費用については，これまでの求償応諾実績や入手可能なデータ等により合理的に算定可能な範囲で見積りを実施しているが，現時点で当該措置の具体的な実施内容等を把握できる状況になく，費用負担の在り方について国と協議中である費用等については，賠償額を合理的に見積ることができない。

３．「重要な会計方針に係る事項に関する注記　３．引当金の計上基準　(2) 災害損失引当金　追加情報　・福島第一原子力発電所の事故の収束及び廃止措置等に向けた費用または損失のうち中長期ロードマップに係る費用または損失の見積り」に記載されているとおり，原子力発電所の廃止措置の実施にあたっては予め原子炉内の燃料を取り出す必要があるが，その具体的な作業内容等の決定は原子炉内の状況を確認するとともに必要となる研究開発等を踏まえての判断となる。従って，中長期ロードマップに係る費用または損失については，海外原子力発電所事故における実績額に基づき計上している金額を含め，今後変動する可能性があるものの，現時点の合理的な見積りが可能な範囲における概算額を計上している。

４．「重要な会計方針に係る事項に関する注記　５．原子力発電施設解体費の計上方法　追加情報　・福島第一原子力発電所１～４号機の解体費用の見積り」に記載されているとおり，福島第一原子力発電所１～４号機の解体費用の見積りについては，被災状況の全容の把握が困難であることから，今後変動する可能性があるものの，現時点の合理的な見積りが可能な範囲における概算額を計上している。

当該事項は，当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には，公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査委員会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査委員会は，平成29年度（平成29年４月１日から平成30年３月31日まで）における取締役及び執行役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

監査委員会は，監査の方針，職務の分担等を定めるに際して，新々・総合特別事業計画（第三次計画）や2017年度グループ経営計画に織り込まれている重要施策の進捗状況の確認とともに，福島第一原子力発電所廃炉への取り組み状況，福島復興への取り組み状況，安全・安心を最優先とした業務運営や安定供給の確保，「稼ぐ力」の強化に向けた取り組み状況等を監査の最重要項目と位置づけました。その上で，監査委員会が定めた監査委員会監査の基準に準拠し，監査の方針，職務の分担等に従い，取締役及び執行役，内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り，情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに，内部監査部門その他内部統制部門と連携の上，重要な会議に出席し，取締役及び執行役等並びに会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け，必要に応じて説明を求め，重要な決裁書類等を閲覧し，本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また，会社法第416条第1項第1号ロ及びホに掲げる事項に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び執行役並びに使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け，必要に応じて説明を求め，意見を表明いたしました。なお，金融商品取引法上の財務報告に係る内部統制については，執行役等及び新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け，必要に応じて説明を求めました。子会社については，子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り，必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

以上の方法に基づき，当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに，会計監査人が独立の立場を保持し，かつ，適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに，会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け，必要に応じて説明を求めました。また，会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け，必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき，当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表，損益計算書，株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表，連結損益計算書，連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は，法令及び定款に従い，会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役及び執行役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また，当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容並びに取締役及び執行役の職務の執行についても，金融商品取引法上の財務報告に係る内部統制を含め，指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年５月21日

東京電力ホールディングス株式会社　　監査委員会

監査委員長　髙　浦　英　夫　㊞

監 査 委 員　安　念　潤　司　㊞

監 査 委 員　川　村　　隆　㊞

監 査 委 員　武　谷　典　昭　㊞

（注）監査委員 髙浦英夫，安念潤司及び川村隆は，会社法第２条第15号及び第400条第３項に定める社外取締役であります。

以　上

メ　モ

株主メモ

事業年度	4月1日から翌年の3月31日まで
定時株主総会	6月
公告方法	電子公告により，当社のホームページに掲載いたします。 ただし，事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は，東京都において発行する日本経済新聞に掲載して行います。 ホームページ http://www.tepco.co.jp/about/corporateinfo/public_notice/
株主名簿管理人及び特別口座の口座管理機関	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 ［連絡先］ 三菱UFJ信託銀行株式会社　証券代行部 電話　0120-232-711（通話料無料） ホームページ　https://www.tr.mufg.jp/daikou/ 郵送先　〒137-8081 新東京郵便局私書箱第29号 三菱UFJ信託銀行株式会社　証券代行部

株主のみなさまへのお知らせ

定時株主総会決議ご通知につきましては，
当社ホームページへの掲載のみとさせていただくこととしております。

ホームページ　http://www.tepco.co.jp/about/ir/stockinfo/meeting.html

紙面での閲覧をご希望される株主さま
「第94回定時株主総会決議ご通知」につきまして，紙面での閲覧をご希望される株主さまにはコピー版をお送りいたしますので，お手数ですが上記の株主名簿管理人までご連絡ください。

株主総会会場ご案内図

会場

東京国際フォーラム　ホールA

東京都千代田区丸の内三丁目５番１号





©TOKYO INTERNATIONAL FORUM CO., LTD.

スマートフォンやタブレット端末から下記のQRコードを読み取るとGoogleマップにアクセスいただけます。

施設概要図

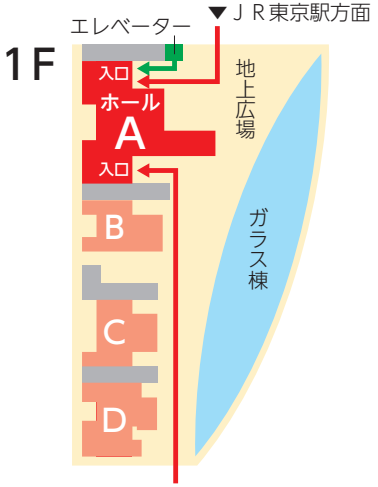

交通のご案内

ＪＲ● 山手線 ● 京浜東北線　有楽町駅

国際フォーラム口から徒歩３分

東京メトロ

● 有楽町線　有楽町駅

D5出口から徒歩３分

〈ご参考〉

ＪＲ東京駅	丸の内南口から徒歩５分	
東京メトロ	日比谷線	銀　座　駅 ▶ 徒歩５分／日比谷駅 ▶ 徒歩５分
	銀座線	銀　座　駅 ▶ 徒歩７分／京 橋 駅 ▶ 徒歩７分
	千代田線	二重橋前駅 ▶ 徒歩５分／日比谷駅 ▶ 徒歩７分
	丸ノ内線	銀　座　駅 ▶ 徒歩５分
都営地下鉄	三田線	日 比 谷 駅 ▶ 徒歩５分

お願い • 株主総会当日は混雑が予想されますので，時間に余裕をもってお越しください。 • お車でのご来場はご遠慮願います。

東京電力ホールディングス株式会社

ホームページ http://www.tepco.co.jp/

VEGETABLE OIL INK

UD FONT

見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。